

【2023 年 1 月号(第 13 号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号では、ウィズコロナ下の経済政策について 2023 年の中国経済を展望します。

続いてメタバースに関する政策動向について、更に本年も注目を集める経済安全保障分野については、中国の経済安全保障の最新動向と外商投資安全保障審査について解説をいたします。

この月刊「チャイナビジネス月報」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

1. チャイナビジネスにおける直近のトピックス……………P1
2. 2023 年の中国経済について……………P2
3. メタバースの産業発展政策と市場展望……………P7
4. 米国等の対中規制の動向と“中国的”経済安全保障……………P15
5. 外商投資安全保障審査の概要及び最新動向……………P21

発行日：2023 年 1 月 11 日

2023 年 1 月

＜チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス＞

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 就業問題/コロナ対策/共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾等） ・法治化 ・不動産問題 ・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・双循環経済 ・標準化推進 ・メタバース ・米国上場/香港上場 ・資本市場整備 ・中小零細企業支援 ・長三角一体化 ・イノベーション/ 5G / ブロックチェーン/ 自動車 / 電池 ・税制改革 ・越境EC		
※1 集団学習	・国際発信の強化（第30回2021/5） ・共産党の伝統（第31回2021/6） ・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習（第20届中央政治局第1回2022/10）	・第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） ・エコロジー文明（第29回2021/4） ・バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） ・デジタル経済（第34回2021/10） ・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4）	・社会保障（第28回2021/2） ・法治体制（第35回2021/12） ・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
※2 パブコメ	・立法法（2022/10/31～11/29）	・会社法（2021/12/24～1/22） ・国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定（2022/4/2～4/7） ・企業中長期外債審査登記管理弁法（22/8/26～9/26） ・人力資源サービス機構管理規定（22/9/28～10/28） ・不正競争防止法（22/11/23～12/22）	・道路自動車両生産参入許可管理条例（2022/10/28～11/27） ・ICV参入及び路上走行試験の展開に関する通知（2022/11/2～12/1） ・社会信用体系建设法（2022/11/14～12/14） ・自動車製造企業プラインド中古車認証規範（2022/12/7～2023/1/6）
主な公表済政策等	・陸地国境法（2021/10/23） ・党百年の重大な成果と歴史的経験（2021/11/11） ・政府活動報告（2022/3/5） ・中国共産党政治協商活動条例（2022/6/20） ・デジタル政府構築強化（2022/6/23） ・中国共産党定款（2022/10/22）	・独禁法（2022/6/24） ・長江デルタ一体化モデル区の高度化（2022/9/15） ・企業グループファイナンスカンパニー管理規定（2022/10/13） ・製造業を重点とする外資投資の促進措置（22/10/25） ・外資投資奨励産業目録（2022年版）（22/10/28） ・上海市多国籍企業による地域本部設立の奨励規定（2022/11/8） ・海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金管理規定（2022/11/10） ・不動産市場の安定と健康的発展への金融による支持の実施に関する通知（2022/11/23） ・上海市の包括的な排出権取引体制の構築（2022/12/2） ・「14.5」現代物流発展計画（2022/12/15） ・内需拡大戦略計画綱要（2022/12/19）	・「14.5」高齢事業発展と養老サービス体制の計画（2022/2/21） ・データ越境移転安全評価弁法（2022/7/7） ・国家標準管理弁法（2022/9/9） ・強制認証製品管理規定（2022/9/29） ・著名人の広告への出演のさらなる規範化に関する指導意見（2022/10/31） ・新型コロナウイルス対策の更なる改善、科学的・的確な実施に関する通知（2022/11/11） ・新型コロナウイルス対策のより一層な改善と実現に関する通知（2022/12/7） ・工業と情報化領域のデータ安全管理弁法（試行）（2022/12/8） ・データ基礎制度の構築に関する意見（2022/12/19）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部門から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2021/12以降）

2023 年の中国経済について

<要約>

- 中国の中央経済工作会議が、2023 年の経済運営方針を決定。コロナ対策で傷んだ経済の正常化を優先させる。積極的な財政政策と穏健な金融政策を続け、内需拡大を図る。
- 2023 年の中国経済は、年前半に感染再拡大で景気悪化のリスクがあるものの、感染が一巡するとみられる年後半にかけて、不動産投資の底入れも相まって緩やかに持ち直す見通し。2023 年の実質 GDP 成長率が+4.8%と見込んでいる。

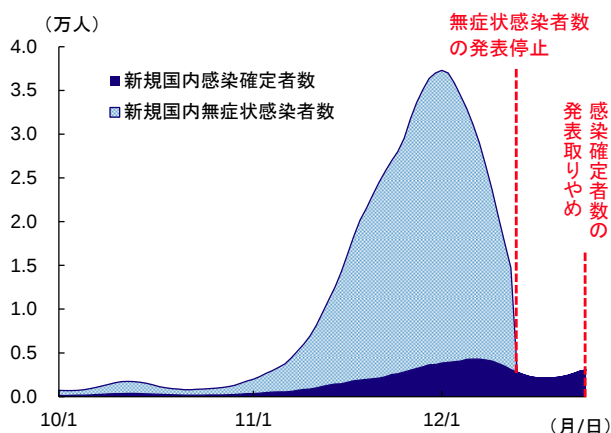
1. 「ウィズコロナ」へ急転換で、感染は足元で拡大

習近平指導部は、2022年12月15～16日に中央経済工作会議（以下、会議）を開催し、2023年の経済運営方針を決定した¹。ゼロコロナで大きな痛手を受けた経済の正常化を優先する構えを明確にした。

中国のコロナ対策は、感染拡大を徹底して封じ込めるコロナ対策を12月に大きく転換した。12月6日に開催された党政治局会議²は「動的ゼロコロナ（動態清零）」のスローガンに言及せず、国務院が7日に出した通達³で自宅隔離の容認、行政区内での一斉PCR検査の廃止、公共交通機関などでのPCR陰性証明提示の中止といった防疫措置の大幅な緩和に踏み込んだ。これにより、湖北省武漢市での新型コロナウイルス発生以来3年近くに及んだ「ゼロコロナ」は実質的に解除された。足元、「ウィズコロナ」への転換が急速かつ不可逆的に進んでおり、ロックダウンなどの封鎖措置や行動制限は完全に撤廃された状態となっている。

ゼロコロナ実質解除後、国家衛生健康委員会による公式統計の感染者数は減少傾向にあった（図表1）が、12月14日にはPCR検査体制の大幅な縮小に伴って無症状感染者数の発表を停止し、25日には感

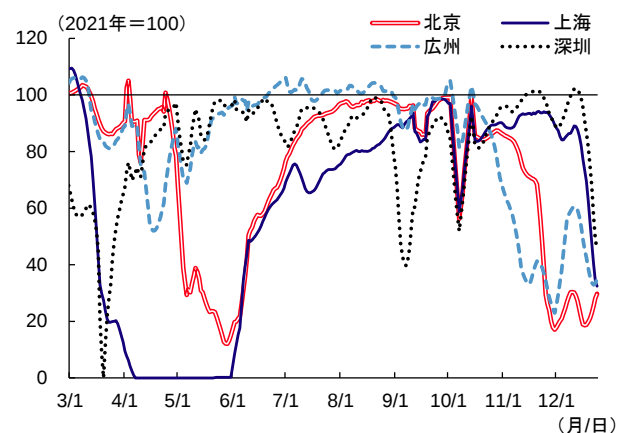
図表1 中国の新規感染者数



（注）7日間移動平均。直近は12月24日

（出所）国家衛生健康委員会、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表2 主要都市の地下鉄乗客数



（注）7日間移動平均。直近は12月24日

（出所）Windより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

染確定者数の発表も取りやめ、傘下の中国疾病予防コントロールセンターに発表させることとした。

浙江省当局は12月25日の記者会見において省内の感染者数が1日100万人を超えていると言及し、上海徳済医院のSNS公式アカウントは、12月17日までに上海市人口の約5分の1に当たる543万人が陽性者になったと推計し、感染ピーク時にはこれが1,250万人に達する見通しを示している。

当局は「オミクロン株の病原性は大幅に低下しており、直近の致死率は0.1%前後まで下がっていて、インフルエンザと大差ない。圧倒的多数の人は、コロナと診断されても7～10日で回復する」⁴と伝えるなど、市民の不安払拭に努めている。しかし、感染急拡大に伴って人手不足も深刻化しており、ゼロコロナ下でも活躍した配達サービスが配達員不足で遅滞しているほか、医療現場では退職者を再雇用したり、医学生を動員したり、陽性者を出勤させる事態となっている。

中国は、コロナ発生当初以降に大きな感染の波を経験することがなかったことから、十分な集団免疫を獲得できていない。国産の不活性化ワクチンの接種は進んでいるが、メッセンジャーRNAワクチン（以下、mRNAワクチン）に比べて効果が低いとされる上に、高齢者に限ればその接種率も十分とはいえず⁵、当局があらためて接種を強く呼びかけている状況である。中国では国産mRNAワクチンの研究開発が進んでいるものの、現時点で実用化には至っていない。

会議は、足元の状況を踏まえ、「ウィズコロナ」への転換を前提とした感染対策の強化を指示している。「感染防疫と経済社会の発展をより良く統一調整」すること、すなわち感染対策と経済活動の両立を強調した上で、「時と状況に合わせて感染防疫措施を最適化し、新段階における防疫各種措置を真剣に実施し、市民の受診・服薬を保障し、高齢者や基礎疾患を有する者の防疫を重点的に強化し、健康を守り、重症化を防ぐことに注力する」としている。その上で、「流行期をスムーズに乗り切り、平穏な転換と社会秩序の安定を確保する」ことを目指すとしている。

2. 2023年の最重要任務は内需拡大。拡張的な財政を維持し景気下支えへ

会議が示した2023年の経済運営方針を見ていきたい。

図表3 中央経済工作会议のポイント

項目	概要
現状認識	（中国経済における）需要縮小、供給ショック、先行き期待低下という3重の圧力は依然として大きく、外部環境が動揺し不安定であり、中国経済にもたらす影響が深まっている
基本方針	質の高い発展を推進し、内需拡大戦略と供給サイド構造改革を有機的に結合させる。安定を第一とし、成長・雇用・物価の安定を最優先とし、経済の運行を合理的なレンジに維持する
財政政策	積極的な財政政策。財政支出の強度を保持し、赤字・专项債・利子補給等のツールを組み合わせ、財政の持続可能性と地方政府債務リスクのコントロールを保障する
金融政策	稳健な金融政策。流動性を合理的に充足させ、広義の通貨供給量（マネーサプライ）と社会融資規模の伸びを名目GDPの伸びと基本的に一致させ、小規模零細企業・ハイテクイノベーション・グリーンな発展への支援を強化する
重点任务	①国内需要の拡大に注力すること、②現代化産業体系の建設を加速すること、③「2つのいささかも揺るがず」を着実に実施すること、④より大きな強度で外資を誘致・利用すること、⑤重大な経済金融リスクを効果的に防止・解消すること
コロナ対策	防疫と経済社会発展をより良く統一調整する。状況に合わせて防疫措置を最適化し、新段階における防疫各種措置を実施し、市民の受診・服薬を保障し、高齢者や基礎疾患を有する者の防疫を強化し、重症化を防ぐ。流行期をスムーズに乗り切り、平穏な（ウィズコロナへの）転換と社会秩序の安定を確保する
不動産市場	市場の平穏な発展を確保し、住宅の引き渡しを保証する。業界の合理的な融資需要を満たし、再編・合併を推進する。買い換えを含む実需を支持する。「住宅は住むものであり、投機するものではない」との位置づけを堅持する

（出所）新華社より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

会議はまず、2022年の成果について「第20回党大会⁶を勝利のうちに開催し、社会主義現代化国家の全面的な建設における壮大な青写真を描いた」などと強調した上で、足元の経済について「需要縮小、供給ショック、先行き期待低下という3重の圧力は依然として大きく、外部環境が動揺し不安定であり、中国経済にもたらす影響が深まっている」と厳しい現状認識を示した(図表3)。そして、「中国経済のレジリエンスは強く、潜在力は大きく、活力は十分」であり、各種政策の効果により2023年は「経済運行の総体的な回復」が見込まれるので、自信を持って経済運営に取り組むよう指示した。

経済運営の基本方針は前年に引き続き「安定を第一とすること」であり、マクロ政策も「積極的な財政政策と穏健な金融政策」という従来の方針を維持した。その上で、「質の高い発展を推進」し、ゼロコロナ下で落ち込んだ「市場の自信を大いに高めて、内需拡大戦略と供給サイド構造改革を有機的に結合」させ、成長・雇用・物価の安定を最優先とし、「経済の運行を合理的なレンジに維持する」とした。このうち雇用の安定については、若年失業率が高止まりしている⁷ことから、若年層とりわけ大卒者・専門学校卒業生の就職支援を最優先課題に据える考えを示した。

「積極的な財政政策」は「効率の改善に力を入れる」とした上で、「必要な財政支出の強度を保持し、赤字・専項債・利子補給などのツールの組み合わせを最適化する」と明記した。前年のような大規模な減税や企業負担軽減策は盛り込まれていないが、相当規模の財政出動を行って景気を下支えする考えを示した形といえる。一方で、「財政の持続可能性と地方政府債務リスクのコントロールを保障する」と財政リスクにも目配りし、中央の地方に対する財政移転を強化することも盛り込んだ。

「穏健な金融政策」は「的確で力強いものとする」とした上で、「流動性を合理的に充足させ、広義の通貨供給量(マネーサプライ)と社会融資規模の伸びを名目GDPの伸びと基本的に一致させる」と明記した。前年は「穏健な」(中立的な)政策を維持しながらも、やや金融緩和に軸足を置いた表現となっていたが、今回はその中立性を維持しつつもより金融緩和に傾いた形となっている。また、前年に続き、金融機関による小規模零細企業、ハイテク・イノベーション、グリーンな発展への支援強化も盛り込んだ。

会議は、2023年の経済運営における5つの重点任務を明記しているが、その筆頭に挙げられているのが内需の拡大である⁸。足元はコロナの影響も大きいが、内需の弱さは中国経済にとって構造的な課題でもある。内需は消費と投資であるが、会議は消費について「住宅の改善(買い換え)、新エネルギー車、高齢者サービスなどの消費を支持する」と具体策に踏み込んだほか、投資についても「第14次五カ年計画(2021~2025年)」が掲げる重大プロジェクトの実施を急ぐよう指示した。先進技術や重要設備、エネルギー資源の輸入拡大も盛り込んだ。

重点任務の第2は国内産業の建設である。サプライチェーンの分断に備えて「産業体系の自主コントロールと安全性・信頼性を保障」と強調し、「新エネルギー、人工知能、バイオ製造、グリーン・低炭素、量子コンピューティングなど先端技術の研究開発と応用普及を加速させる」と明記した。別の個所では「科学技術政策は自立自強に焦点を当てる」とも強調しており、米国による対中デカップリングを意識してサプライチェーンのボトルネック解消やハイテク技術の国産化を急ぐ構えを示した。

重点任務の第3には「“2つのいささかも揺るがず”を着実に実施すること」を挙げた。「2つのいささかも揺るがず(两个毫不动摇)」とは、①公有制経済をいささかも揺るがず強固にして発展させること、②非公有制経済の発展をいささかも揺るがず奨励・支持・誘導すること、を意味し、中国経済にとって国有経済と民営経済いずれも重要であることを強調したスローガンである。会議がこのスロ

ーガンにわざわざ言及したのは、民営経済に対する統制強化と「国進民退」（国有経済の拡大と民営経済の縮小）の動きに市場の懸念が高まっていることを意識したものと考えられ、「制度および法律の面から国有企業と民営企業を平等に処遇」し、「政策および世論の面から民営経済と民営企業の発展と強大化を奨励・支持」と強調している。

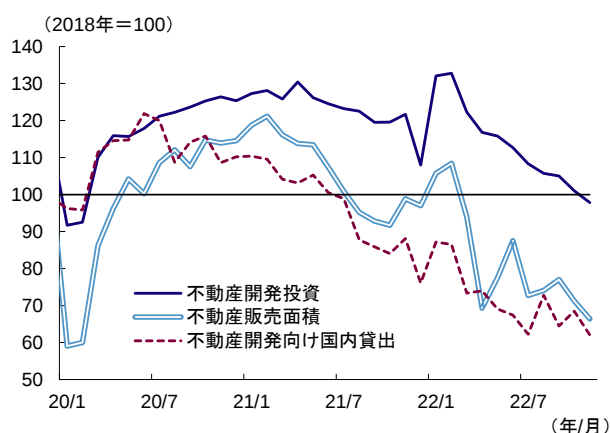
習近平政権は2020年の会議で「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」の方針を打ち出し、ITプラットフォームに対する市場監督や学習塾サービスの規制を強化した。2021年の会議⁹では「資本の野蛮な生長を防止する」と表現を強め、監督・規制をさらに厳格化させる構えをみせたが、上海ロックダウンで景気の減速感が強まった2022年4月の党政治局会議¹⁰は「プラットフォーム経済の健全な発展を促進する」とスタンスを変化させていた。今回の会議では、「資本の無秩序な拡張の防止」といった統制強化を示唆する表現が姿を消す一方、重点任務の第2の中で「プラットフォーム企業が発展のけん引、雇用の創造、国際競争において存分に力を発揮することを支持する」との表現が盛り込まれた。監督・規制を緩めはしないものの、雇用面でも貢献が大きいプラットフォームの事業展開に一定の配慮を示した形といえる¹¹。

重点任務の第4に掲げる外資政策では、これまでどおり「高水準の対外開放を推進する」とし、政府購買・入札・標準制定における外資企業の平等な参加を保障することや知的財産権の保護を強化することを明記した。環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）やデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）などへの加盟に必要となる国内市場改革を主体的に推し進める考えも示した。また、「貿易投資の商談に最大程度の利便性を提供する」と明記し、コロナ水際対策の緩和・撤廃を示唆した¹²。

3. 2023年の景気は感染再拡大の動向と不動産市場の回復次第に

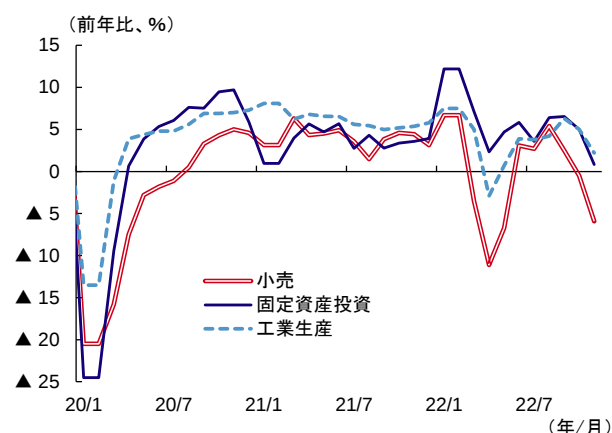
低迷長期化の様相を呈している不動産市場¹³の政策対応について言及しているのが重点任務の第5である。中国の不動産市場は、2022年7月に表面化した住宅引き渡し遅延問題が尾を引いているところにゼロコロナ再強化が追い打ちをかけ、浮上のきっかけを見出せないまま沈み込んでいる（図表4）。

図表4 不動産関連指標



（注）みずほリサーチ&テクノロジーズによる季節調整値
（出所）中国国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表5 主要指標（消費、投資、生産）



（注）2021年は、2019年対比の成長率（2年平均）、毎年1・2月は合計値の成長率
（出所）中国国家統計局、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

危機感を強める中国当局は、不動産ディベロッパーへの資金繰り支援の枠組みを整えて未完成物件の工事完成・引き渡しを急がせており、11月には市場テコ入れのため追加の金融支援策を打ち出した¹⁴。

会議は「住宅引き渡しを保証する」ことや「業界の合理的な融資需要を満たし、業界の再編・合併を推進する」ことなど、市場テコ入れを継続する方針を明記した。当局はローン金利や頭金比率の引き下げといった需要サイドへの働きかけも強めており、会議では「住宅は住むものであり、投機するものではない」とする従来の投機抑制方針を維持しつつも、買い換えを含む実需を後押しする姿勢をあらためて示した。また、不動産ディベロッパーの経営破綻などによる市場の動揺が金融システムに波及しないよう、「地域的・システミックな金融リスクを防止する」責任を強調した。

2023年の中国経済は、感染再拡大の動向と不動産市場の回復次第となろう。感染拡大は帰省ラッシュとなる春節（旧正月、2023年は1月22日）休暇を挟んで山場を迎えるとみられ、これに伴って行動抑制がさらに強まることも予想される。その後も感染の波に合わせて医療体制がひっ迫し、経済活動も落ち込みと回復を繰り返すとみられるが、不動産市場は、追加支援策を受けて投資の先行指標である不動産貸出の早期反転が見込まれる年後半にかけて、景気は不動産投資の底入れも相まって持ち直す見通しである。ただし、欧米経済の景気悪化による輸出減速もあり、その回復は緩慢なものとなろう。このため、みずほリサーチ&テクノロジーズでは中国の2023年の実質GDP成長率が+4.8%と、5%成長を下回ると見込んでいる¹⁵。

以上

¹ 新華社、2022年12月16日 http://www.news.cn/politics/leaders/2022-12/16/c_1129214446.htm

² 中国共産党新聞網、2022年12月6日 <http://cpc.people.com.cn/n1/2022/1208/c64094-32582695.html>

³ 国務院聯防聯控機制「新型コロナ肺炎感染防疫措置のさらなる最適化・具体化に関する通達」
<http://www.nhc.gov.cn/xcs/gzccwj/202212/8278e7a7aee34e5bb378f0e0fc94e0f0.shtml>

⁴ 感染症研究の第一人者である鍾南山氏の発言。新華社、2022年12月10日
http://www.news.cn/politics/2022-12/10/c_1129199010.htm

⁵ 国家衛生健康委員会は、2022年12月13日時点で全人口に占めるワクチン2回接種率が90.37%、60歳以上の高齢者で86.6%に達しているが、80歳以上の高齢者に限ると66.4%にとどまっていることを明らかにしている。なお、記者会見で発表された接種者数からブースター接種率を計算すると、全人口では57.9%、60歳以上では69.8%、80歳以上では42.4%となる。国務院聯防聯控機制 2022年12月14日記者会見 <http://www.gov.cn/xinwen/gwylflkjz221/index.htm>

⁶ 党大会については『「強国」路線を継続する中国—3期目を始動させた習近平指導部が直面する課題—』（みずほインサイト、2022年11月2日）参照 <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/insight/2022/insight-as221102.html>

⁷ 若年失業率の高止まりについては『中国の若年失業率は高止まりへ—新卒急増で就職環境は一段と厳しく—』（Mizuho RT EXPRESS、2022年7月22日）参照

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/express/2022/express-as220722.html>

⁸ 中国政府は、会議直前の12月14日に『内需拡大戦略計画要綱（2022～2035年）』を発表し、消費と投資の規模を拡大させ、住民1人当たりの収入を高めて「共同富裕」を実現する長期目標をあらためて掲げている

http://www.gov.cn/zhengce/2022-12/14/content_5732067.htm

⁹ 2021年の会議については『2022年の中国の経済政策方針—秋の党大会を前に「安定を第一」とした運営に—』（みずほインサイト、2021年12月27日）参照 <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2021/pdf/insight-as211227.pdf>

¹⁰ 中国共産党新聞網、2022年4月30日 <http://cpc.people.com.cn/n1/2022/0430/c64387-32412511.html>

¹¹ 会議後の12月18日に浙江省トップの易煉紅・党委員会書記が同省杭州市のアリババ本社を視察したことは、民営企業に対し前向きなシグナルを示したものと見える

¹² 国家衛生健康委員会は12月26日、入国時の強制隔離措置を2023年1月8日から撤廃すると発表した。国務院聯防聯控機制「新型コロナウィルス感染に対し“乙類乙管理”実施の総体方案に関する通達」

<http://www.nhc.gov.cn/xcs/zhengcwj/202212/e97e4c449d7a475794624b8ea12123c6.shtml>

¹³ 不動産市場の低迷については『長期化の様相を呈する中国不動産の低迷—8月不動産投資も下げ止まらず—』（みずほインサイト、2022年9月16日）参照

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/express/2022/express-as220916.html>

¹⁴ 中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会「当面の金融による不動産市場の平穏で健全な発展の支持を適切に遂行することに関する通達」 <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4720023/index.html>

¹⁵ 中国社会科学院は、2023年の成長率を+5.1%と予測し、成長目標を「+5%以上」、財政赤字（対GDP比）を「3%前後」とするよう提言している。中国網、2022年12月13日 http://www.china.com.cn/zhibo/content_85008515.htm

メタバースの産業発展施策と市場展望 ～デジタルイノベーションの更なる発展と応用拡大に向けて～

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel : 03-5220-8729

<要約>

- ・中国におけるメタバース発展政策は「仮想現実産業の発展推進に関する指導意見」（2018 年）において初めて示されたとされるが、現在北京、上海、浙江、江蘇、広東などの主要地域のメタバース産業発展の促進策が非常に前向きなものになっており、地域間で競合する雰囲気さえ出ている。
- ・中央政府としての初めてのメタバース政策「仮想現実と業界応用融合発展行動計画（2022～2026 年）」では①バーチャルリアリティ+工業生産、+教育訓練、+スポーツ健康、+ビジネスアイデアなど具体的な行動計画が示されている。
- ・メタバースは 5G・6G ネットワーク技術を基盤とするデジタル産業であるだけに、すでに良好な産業インフラを構築してきた中国として非常に前途有望な産業政策と言える。
- ・中国企業にとってメタバース産業を構成・支える技術や機材など（IC 設計ソフトウェア、半導体チップ、製造機械など）にボトルネックを有しており、今後の米中間の競争優位の攻防が今後の産業育成の行方を左右する公算が高い。

1. はじめに

メタバースは多種の新技术を統合して生まれた新型の虚実融合のインターネット応用と社会形態と言える。拡張現実技術に基づいて没入型体験を提供したり、デジタルツイン技術によって現実世界の映像を生成したり、ブロックチェーン技術によって経済システムを構築し、仮想世界と現実世界を経済システム、社会システム、身分システム上で密接に融合することで、各ユーザーにコンテンツの生産と編集を許可するものである。こうした真新しいデジタル技術の利活用や産業的発展に世界的な関心と企業参入が見られ、欧米、日中韓の大手デジタル企業やテック会社が参入を始めており（図表 1）、早くも国際競争の態勢が繰り広げられている。脚光を浴びているメタバースはもはや 2022 年の科学技術界における人気ものであるだけでなく、世界的な企業参入とビジネス展開に伴い、一般社会でも次第に一般的な技術用語やデジタル概念として馴染まれており、米経済紙「フォーブス」によれば、2030 年に世界のメタバース市場の規模は 5 兆ドルに達する見込みであるとされている（図表 2）。

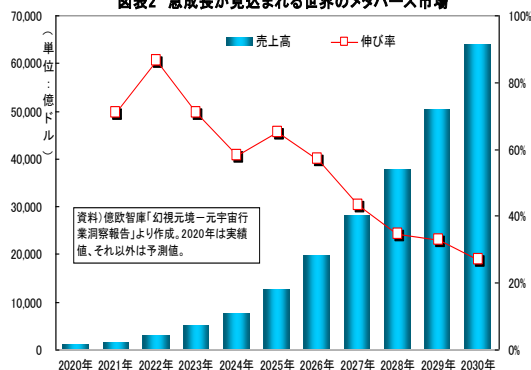
中国政府はメタバースそのものというよりもその関連技術やインフラ基盤の整備強化に早い時点から取り組んでき

図表1 メタバースへの早期参入企業の布陣分野見取り図

提供/開発/運営	Microsoft	facebook	Tencent 腾讯	Bilibili 哔哩哔哩
内容/機能/应用	Bing Office	WhatsApp Instagram Facebook	QQ WeChat 微信	抖音
交互方式	Microsoft HoloLens	oculus		Pico
元宇宙引擎	unity	Habitu2.0	QuickSilver	
操作系统	Windows			veeLux
虚拟现实基座	XBOX Microsoft Azure	Rockin, 腾讯云	腾讯云 TStack	火山引擎

資料) 德政智库「幻視元境—元宇宙行业洞察报告」より加工引用。

図表2 急成長が見込まれる世界のメタバース市場



おり、特にブロックチェーン技術の開発利用が経済社会の多くの領域に浸透し、製品トレーサビリティ、データ流通、サプライチェーン管理などの領域で有力な製品開発及びシーン化モデル応用を実施してきた。メタバースそのものの発展推進を明記した政策は中央政府レベルからまだ打ち出されていないが、VR 技術の各産業との融合を加速させる 5 カ年行動計画が 2022 年 11 月に打ち出されたことはメタバースへの政策布陣と見られ、その後主要地域の政府政策ではメタバースを強力に推進することを明記した計画文書が相次いで打ち出されており、産業界の動きも積極的となっている。

本稿では、世界におけるメタバースの開発利用の活発化した情勢を踏まえ、中国におけるメタバース関連の政策展開の状況と主要な計画を紹介したうえ、メタバース関連の主要な基礎産業の発展状況を概観し、これまでの成果と課題を明らかにした上、今後のメタバースの産業化発展による経済効果や市場動向を展望したい。

2. 中央と地方両面からの産業育成政策の展開と強調点

中国におけるメタバース発展政策は 2018 年に工業情報化省（工信部）公布された「仮想現実産業の発展推進に関する指導意見」（図表 3 の No. 1 ）において初めて示されたとされるが、仮想現実の技術の発展に関する提起や同関連技術に関する研究開発の配置の指示については 2016 年に始動した第 13 次 5 か年計画や同計画期の国家情報化計画の中

でも見られた。それ以降、2019 年の「産業構造調整指導目録」、「次世代人工知能標準体系建設指南」、「基礎電子部品産業発展行動計画」（図表 3 の No. 2 ～No. 4 ）の関連産業政策（計画）やデジタルインフラやデジタル重点産業分野（ブロックチェーンやフィンテックなど）に関する第 14 次 5 か年計画（図表 3 の No. 9 ～No. 12 ）として展開されてきたが、昨年の 11 月 1 日に初めての中央政府レベルのメタバース産業政策とされる「仮想現実と業界応用融合発展行動計画（2022～2026 年）」（図表 3 の No. 14）が正式に工信部など 5 つの政府部門連名で公布され、注目されてきた¹。

一方、関連地方政府レベルのメタバース産業発展の政策はより具体的、明示的に

図表3 中国中央政府のメタバース関連産業促進政策の展開動向

No.	公布時間	公布機関	政策・会議名称	政策主旨
1	2018年12月	工信部	仮想現実産業の発展推進に関する指導意見	2020年までにVR産業チェーンの基本的構築と重要業界分野での応用拡大を遂げ、若干数のイノベーションを建設し、技術、製品、サービス、応用の協同的推進発展の局面を形成。
2	2019年10月	発改委	産業構造調整指導目録	VR・AR、語音、語義画像識別、マルチセンサー情報融合などの技術の研究開発および応用を「奨励類」に区分。
3	2020年7月	網信弁、発改委、科技部、工信部	国家次世代人工知能標準体系建設指南	次世代人工知能領域の技術標準に、自然言語処理、スマート語音、計算機視覚、VR・AR、生物特徴識別、人工交互が含まれる。
4	2021年1月	工信部	基礎電子部品産業発展行動計画(2021-2023年)	2023年までに、優勢製品の競争が強化され、産業チェーンの安全供給レベルがスマート端末、5G、工業インターネットなどの重要業界の基礎電子部品の突破を実現し、重要材料と設備などのサプライチェーンの保障能力を強化し、産業チェーンの現代化レベルを向上させる。
5	2021年3月	全人代	中華人民共和國国民経済と社会発展第十四の五カ年計画と2035年の遠景目標要綱	大量のデータに富む応分の優位性を十分に発揮し、デジタル技術と实体经济の深い融合による統産業の転換と向上を促進し、新産業の新興を生み出し、経済発展の新しいエンジンを強化する。人工知能のキープ・アヘッド、センサーなどの領域に注力し、基礎理論、アルゴリズム、実装などの研究開発の突破と反復応用を加速する。
6	2021年3月	商務部など8機関	全国サプライチェーン革新と応用モデル作成業務の展開に関する通知	IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、5G、人工知能、VR・ARなどのサプライチェーンの新技术の集積応用を加速し、デジタル化の加速発展を推進する。需要予測システム、知能補給システム、流通管理システム、各種プラットフォームを建設、整備し、情報サービス機能を十分に発揮し、産業チェーンのエコシステムを構築する。
7	2021年3月	工信部	ダブルギガネットワーク共同開発行動計画(2021-2023年)	2023年末までにギガビットファイバネットワークは4億戸の家庭をカバーする能力を備え、10G-PON及びそれ以上のポートの規模は1,000万個を超え、ギガビットブロードバンドユーザーは3,000万戸を突破する。5Gネットワークは基本的に郷鎮以上の区域と重点行政科の普及と「ダブル100」の目標を実現する。
8	2021年5月	国家新聞出版署	出版業科学技術と標準革新モデル項目の試験的事業の展開に関する通知	出版分野におけるビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング、IoT、VR・ARなどの新技术の革新研究に重点を置く。
9	2021年6月	工信部、網信弁	ブロックチェーン技術の応用と産業発展の促進に関する指導意見	2025年まで、ブロックチェーン産業の総合実力は世界の先進レベルに達し、産業は初めての規模になることを明確にする。ブロックチェーン応用は経済社会の多くの領域に浸透し、製品・トレーサビリティ、データ流通、サプライチェーン管理などの領域で有るな製品を育成し、シーン化モデル応用を形成する。
10	2021年12月	國務院	“十四五”デジタル経済発展計画	2025年までにデジタル経済は全面的な振興期に向かい、デジタル経済のコア産業の付加価値のGDPに占める割合は10%に達し、デジタル革新が発展をリードする能力は向上し、デジタル技術と实体经济の融合は著しい効果を得て、デジタル経済の管理体系は改善し、競争力と影響力は著実に向上する。
11	2021年12月	網信弁	“十四五”国家情報化計画	5G+産業用インターネットの融合革新発展と先端応用を加速させ、5Gのエネルギー、交通運輸、医療などの業界への開発利用と応用普及を推進する。5Gネットワークによるオーディオとビデオの伝送能力の建設を加速し、教育、スポーツ、メディア、娯楽などの領域における4K/8K、VR・ARなどの新型マルチメディアコンテンツのソースを充実させる。
12	2022年1月	人民銀	フィンテック発展計画(2022-2025年)	オフラインを基礎とした5Gの高帯域幅、低遅延特性を利用してAR・MR(混合現実)などの視覚技術と銀行シーンを深く融合して、実体のサイトを多モード、没入型、インタラクティブなスマートサイトへのアップグレードを推進する。
13	2022年1月	工信部	中小企業発展状況发布会	創新創業大会などの多種類の方式で中小企業のデジタル産業化と産業デジタル化を加速させ、デジタル産業化の「専門特新」中小企業を育成し、工業インターネット、工業ソフトウェア、ネットワークとデータ安全、知能センサーなどの「小巨人」企業の育成を重視し、メタバース、ブロックチェーン、AIなどの新興的・革新型的の中小企業を育成する。
14	2022年11月	工信部など5部門	仮想現実と業界応用融合発展行動計画(2022-2026年)	3次元化、映像と音声のキー技術の重点突破、新世代の適切化バーチャルリアリティ端末製品は豊富になり、仮想現実経済社会の重要な業界領域で規模化の応用、国際競争ある中堅企業と産業群と産業発展構造の構築などを進める。

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より抜粋作成。

¹ とは言え、中央政府レベルの文書では、メタバースという直截な表現は基本的に使われておらず、関連産業の発展政策・計画という形で公布されているのが一般的である。

「メタバース産業」の発展促進の地域策が多く提起されており、中央政府と産業名称表記や発展促進の重要分野に相異が見られるが、北京、上海、浙江、江蘇、広東（広州、深圳）などの主要地域のメタバース産業発展の促進策が非常に前向きなものになっており、地域間で競合する雰囲気さえ滲み出ている（図表4）。

個々の地域レベルの政府政策や計画を詳細にみる紙幅がないが、ここで主に中央政としての初めてのメタバース政策「仮想現実と業界応用融合発展行動計画（2022～2026年）」の概要を見ておこう。このアクションプランとしての5か年計画は次の第15次5か年計画期にも継続している中国政府の産業計画として、2025年までに、具体的な発展目標を3つの方面から打ち出されている（図表5）が、アクションプランという位置づけであるだけに、具体的な産業発展と企業成長の数値目標を掲げられていることは注目に値するであろう。

また合わせて10大融合発展事業を提起されている中で特に①バーチャルリアリティ+工業生産、④のバーチャルリアリティ+教育訓練、⑤のバーチャルリアリティ+スポーツ健康、⑥のバーチャルリアリティ+ビジネスアイデアに関して非常に具体的に指示されており（図表6）、また⑦の「産業チェーンの安定性と競争力の増強」や⑧の「バーチャルリアリティ+セキュリティ緊急対応」などにおいても実施事業が明記されており、現実には抱えている重要な国際・国内の重要課題に対しても仮想現実の技術を積極的に活用し、産業化の発展を図っていく政策志向が読み取れる。

また、同行動計画の冒頭で特にキーテクノロジーイノベーション工程の実施を掲げており、近視表示技術、レンダリング処理技術、知覚相互作用技術、ネットワーク転送技術、コンテンツ生産技術、圧

図表4 中国の行政地域レベルにおけるメタバース産業の推進策

省・市名	公布時間	政策名称	政策骨子
北京市	2022年2月	北京市副都心のメタバース革新が発展をリードすることに関する8つの措置	メタバース関連技術と各業界の融合を加速し、産業のモデルチェンジとアップグレードを促進し、文化、観光、商業などに重点を置き、メタバース産業の空間積載能力を高め、“1+N”の産業革新集積区を建設する。
上海市	2021年12月	上海市電子情報産業発展“十四五”計画	メタバースの核心技術の基礎能力の研究開発を強化し、インタラクティブな新型端末の研究開発とシステム化のバーチャルコンテンツの創設と業界の応用を推進する。5G+AR、ブロックチェーン+量子技術、クラウドエッジ協同、デジタルツイン+データセンターなどの面で難関攻略、標準規範の制定とプラットフォームの建設、応用革新などを推進する。
	2021年12月	上海市サイバーセキュリティ産業革新高地の建設行動(2021-2023)	2023年までにサイバーセキュリティ産業の規模を250億元以上に拡大させ、都市の経済、生活、管理のデジタル転換の中で工業インターネット、デジタル新インフラ、AI、デジタルコンプライアンスなどの革新的シーンで100ぐらいの安全需要を開放させ、セキュリティ技術、製品サービスの応用を深化させる。
	2022年2月	メタバース産業発展行動計画	北外滩のメタバース発展と応用モデル地区の構築に注力し、重点的に一帯のメタバースのシーン応用優良企業の導入と一部のシーン応用優良企業の建設、一部の専門産業の空間整備、一帯のハードウェア技術センターの設立、良好なデジタル経済生態圏の構築、一連のシーン応用モデルプロジェクトの準備、一つのメタバース産業連盟の設立を行う。
浙江省	2022年1月	浙江省未来産業先導区建設に関する指導意見	メタバースをAI、ブロックチェーン、第3世代半導体と並び浙江省の2023年までの重点未来産業先導区の配置領域の一つと位置づけ、ブレインコラボレーション、VR、ブロックチェーンなどの領域にオープンイノベーションのプラットフォームを構築し、産業技術の機能付与と統合的イノベーションを促進する。
河南省	2022年1月	2022年河南省政府活動報告	ブロックチェーンの建設特別案を制定し、積極的に推進する。人工知能計算センター、チャイナ・モバイルネットワーククラウドセンターなどの重要プロジェクトを実施し、伝統インフラのインテリジェント化とグレードアップを推進する。
江西省	2022年6月	江西省“十四五”デジタル経済発展計画	南昌市九龍湖区域にメタバース試験区を建設し、VRハードウェアとソフトウェアの結合、本社企業の集積、科学研究と文化創発、グリーン低炭素と住みやすさなどを特徴とした特別試験区に造り上げることを目指す。
山東省	2022年3月	山東省仮想現実産業の高品質発展を推進する3年間行動計画(2022-2024年)	3年間で100件の応用シーンと解決案を育成・普及させ、国内一流、国際競争力のあるVR産業基地を建設する。2024年までに全省のVR分野の国際、国内特許申請件数は3,000件以上、先導企業の研究開発投資強度は6%以上、VR産業の専門人材を累計1万人超になることを目指す。
黒龍江省	2022年3月	黒龍江省“十四五”デジタル経済発展計画	メタバースの核心技術と主要な応用技術の研究開発を推進し、近眼表示、リアルタイム相互作用、巨大量通信、エッジ計算、3Dモデリングとレンダリング、画像エンジンなどの周りの研究開発革新をサポートし、メタバースの技術体系を構築し、メタバース試験区の建設などを進める。
安徽省	2022年3月	安徽省“十四五”ソフトウェア・情報サービス業発展計画	メタバースを新興業態革新プロジェクトの一つと位置づけ、VR・AR、3Dエンジン、IoTなどの技術革新の展開を支援し、企業が積極的にメタバース新業態の建設配置を導き、メタバースプラットフォームの建設を進め、デジタル技術の融合を加速させる。
深圳市	2022年1月	圳2022年深圳市政府活動報告	デジタル経済のトップ企業とモデル案件を積極導入し、ブロックチェーン、量子情報、類脳知能などの未来産業の技術移転成果を定着させ、多分野でデジタル人民元、メタバースなどの技術応用シーンを開拓し、データ取引センターとデジタル経済発展の新高地の建設を進める。
広州市	2022年4月	広州市黄埔区、広州開発区メタバース革新発展促進弁法	大湾区における初の人民元メタバース特別支援政策は、デジタルツイン、インタラクティブ・ヒューマン・マシン、AR・VR・MRなどの多分野に焦点を当て、人民元メタバースに関する技術、管理、商業モデルの産業化と大規模化応用を推進し、産業新業態、新モデルを育成する。

資料) 各地域政府WEBサイト及び各種報道より作成。本表は2022年4月までに公表されたものを対象にしており、すべてを含むものではない。

図表5 仮想現実と業界応用融合発展行動計画による発展目標

➢2026年までに、3次元化、虚实融合における没入式映像・音声のキーテクは重点的な突破を実現し、新世代の適切化バーチャルリアリティ端末製品は絶えず豊富になり、産業のエコシステムは更に改善され、バーチャルリアリティは経済社会の重要な業界領域で規模化の応用を実現し、一部の強い国際競争力を有する中堅企業と産業クラスターを形成し、技術、製品、サービスと応用が共に繁栄する産業発展構造を作り上げる。

＜革新性が大幅に向上する＞多技術融合、産学研用の高効率協同のシステム化革新体系は基本的に形成され、近眼表示、レンダリング処理、感知相互作用、ネットワーク伝送、コンテンツ生産、圧縮符号化、安全信頼などの核心キー技術は重要な突破を取得し、バーチャルリアリティ標準体系を研究制定し、製造業革新センターを建設し、ラジオテレビとネットワーク視聴覚バーチャルリアリティ制作実験区、バーチャルリアリティ機能付与舞台芸術デジタル制作実験区を建設する。

＜産業のエコシステムは引き続き整備される＞全国バーチャルリアリティ産業の全体規模(関連ハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションなど)は3,500億元を超え、バーチャルリアリティ端末の販売台数は2,500万台を超え、強い革新能力と業界影響力を持つ100社の中堅企業を育成し、地域影響力を持ち、バーチャルリアリティ生態発展をリードする10の集中区を作り、10の産業公共サービスプラットフォームを構築する。

＜融合応用の効果が顕著である＞工業生産、文化観光、融合メディア、教育訓練、スポーツ健康、商業貿易創意、スマート都市などの仮想現実の重点応用分野で突破を実現する。10種類のバーチャル視聴覚制作応用モデルを展開し、10個の「バーチャルリアリティ」融合応用先導都市及び園区を作り、少なくとも20個の特色応用シーン、100個の融合応用先駆事例を形成する。

資料) 中国政府公表(2022.11.1)「仮想現実と業界応用融合発展行動計画(2022-2026年)」より作成。

縮小化技術、安全信頼技術といった7大重要領域の技術の研究開発と実証実験について具体的に提起されている。

これらの技術はいずれもメタバース産業関連の核心的・基盤的技術になるので同行動計画は初めての中国中央政府レベルのメタバース産業政策として受け止められる所以である。

図表6 「仮想現実と業界応用融合発展計画」による10大融合発展事業

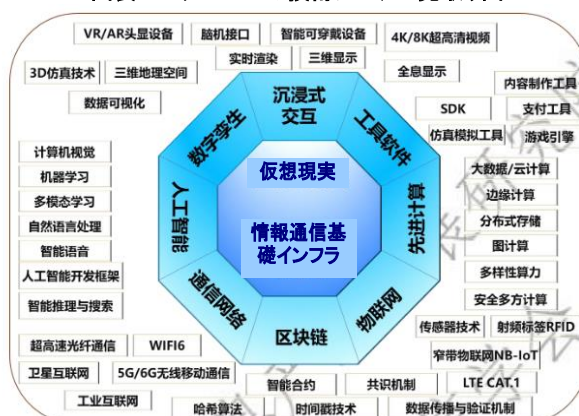
[1]バーチャルリアリティ+工業生産⇒バーチャルリアリティと工業インターネットの深い融合を推進し、バーチャルリアリティ技術が設計、製造、運行メンテナンス、トレーニングなどの製品の全生命周期の重点環節における応用普及を支持し、デジタル双子モデルおよびデータとの互換性を強化し、工業生産の全プロセスの一体化、知能化を促進する。工業企業、園區が仮想現実技術を利用して生産管理と省エネ排出削減を最適化することを支持して、品質向上と効率向上を実現する。 [2]バーチャルリアリティ+文化観光⇒文化展示館、観光場所、特色地区でバーチャルリアリティデジタル体験製品の開発を推進し、優れた文化と観光資源にバーチャルリアリティ技術「生きる」を利用させる。事前レビュー、虚实融合ナビゲーション、ガイドツアー、芸術品展示、文物古蹟復元などのバーチャルリアリティ革新応用を展開し、第一級博物館、条件付き観光活動場所に没入型体験施設設備を設置することを奨励する。 [3]バーチャルリアリティ+融合メディア⇒仮想現実パノラマカメラ、3次元スキャナー、音場マイク、裸眼没入式提示などの設備を推進し、新型監督叙述、仮想撮影技術を探求し、ニュース報道、スポーツイベント、映画・テレビアニメ、ゲームソーシャル、ショートビデオなどの融合メディアコンテンツ制作領域で、放送レベルの高品質、大衆化の敷居の低い仮想現実デジタルコンテンツの同期発展を推進し、 [4]バーチャルリアリティ+教育訓練⇒中小学校、高等教育、専門学校にバーチャルリアリティ教室、教室、実験室とバーチャルシミュレーション実践訓練基地を建設し、実験性と共同性教育内容に向けて、教学大綱に基づくバーチャルリアリティ数字授業を開発し、学習者と各級のバーチャル物品、複雑現象と抽象概念との相互操作の実践を強化し、教学モードを自主体験へのアップグレードを推進し、自主探究、協力学習を支持する没入型の新しい授業を作る。 [5]バーチャルリアリティ+スポーツ健康⇒スポーツ用品、運動施設、フィットネスソフトウェアとプラットフォームに向け、バーチャルリアリティ端末とコンテンツの互換性フィッティングを推進し、バーチャルリアリティの屋外と室内、有酸素と無酸素、シングルと多人数、レジャーと競技などの多元スポーツ分野をサポートし、バーチャルリアリティのトレーニング、試合における応用を推進し、 [6]バーチャルリアリティ+ビジネスアイデア⇒鉱山の安全、危険化学品の安全、自然災害の予防と治療などの場面に對して、没入式バーチャル訓練を展開し、安全応急訓練が「装備施設を中心に」から「ユーザー体験を中心に」への転換を実現する。 [7]産業チェーンの安定性と競争力の増強⇒舞台芸術、バラエティ、無形文化遺産などの良質な資源のネットワーク展示をサポートし、没入型業態体験の普及活動を展開する。 [8]バーチャルリアリティ+セキュリティ緊急対応⇒鉱山の安全、危険化学品の安全、自然災害の予防と治療などの場面に對して、没入式バーチャル訓練を展開し、安全応急訓練が「装備施設を中心に」から「ユーザー体験を中心に」への転換を実現する。 [9]バーチャルリアリティ+障害者支援⇒旅行補助、技能訓練、精神的ケアと文化旅行レジャー、社交通信、教育就職、生活ショッピングなどの場面で、いくつかの仮想現実が障害の弱い人に与える応用実践を探求し、いくつかの障害の弱い人に適応する仮想現実設備を推進し、 [10]仮想現実+スマートシティ⇒仮想現実の都市管理における融合応用を探求し、都市可視化管理ソリューションを形成する。ユーザー地理位置サービス(LBS)と高精度視覚位置サービス(VPS)に基づく生活アシスタントアプリケーションを推進し、センチ級空間計算、マルチシーン大規模ユーザーリアルタイム相互作用をサポートする。

資料) 中国中央政府公表(2022.11.1)「仮想現実と業界応用融合発展行動計画(2022-2026年)」より抜粋作成。

3. 中国におけるメタバース産業の発展動向と関連支援産業の発展動向

周知のように、メタバースの基本概念 Metaverse はアメリカのSF作家ニール・スティーヴンソン氏による1992年の著作『雪崩』の中で提唱されたもので、現実世界と平行して、常に相互に影響して、オンラインのデジタル仮想を指す世界・区間を意味するもので、日本語では「仮想空間」、中国語では「元宇宙」と表記される。仮想空間では、家族や友人と食事をしたり、ショッピングをしたり、仮想通貨で取引をしたりすることができるだけでなく、現実世界でできる数多くのことができるようになると考えられている。2021年3月米国Roblox会社は初めて「メタコスモス」を目論見書に書き込んだことで注目を集め、2021年10月にはFacebook社がメタに

図表7 メタバースの技術システム見取り図



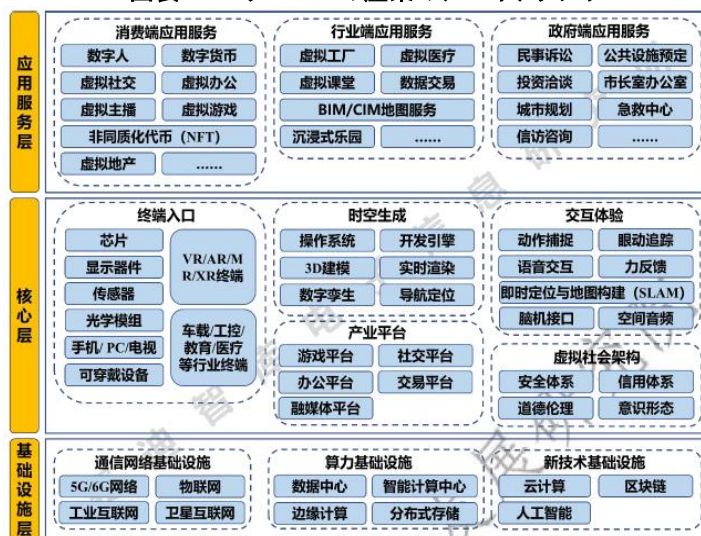
資料) 中国電子信息产业発展研究院、江蘇省通信学会「元宇宙産業鏈白皮书」より加工・引用。

改名しメタバース企業への転換を標榜するなど、メタバースは一気に人気を高めた。メタバースの定義は必ずしも統一されたものがあるわけではないが、その技術システムの構成や産業チェーンまた産業アーキテクチャーとして、中国の業界研究機関作成のメタバース産業チェーン白書²掲載の図表7と図表8に示されるようなものがあるとされている。

同白書によると、メタバースの技術面ではインフラ、端末、プラットフォームが先行し、多種類の技術の積み上げによる産業技術の基礎が構築される。また応用面では社交、娯楽、文化分野が先に進み、その後に工業製造分野などへ段階的に展開されていくとされるが、産業発展の潜在力や将来性に関して、これまでのデジタル産業の基盤インフラや主要産業分野の発展水準によるところが大きいことは言うまでもない。特に5Gネットワークの整備をはじめ、ビッグデータやクラウド、人工知能、ブロックチェーン及びコア分野のVR・AR産業の発展がカギを握るのでここでは主にこれらの産業インフラや支援産業について中国の発展成果と課題を概観的に見ておく。

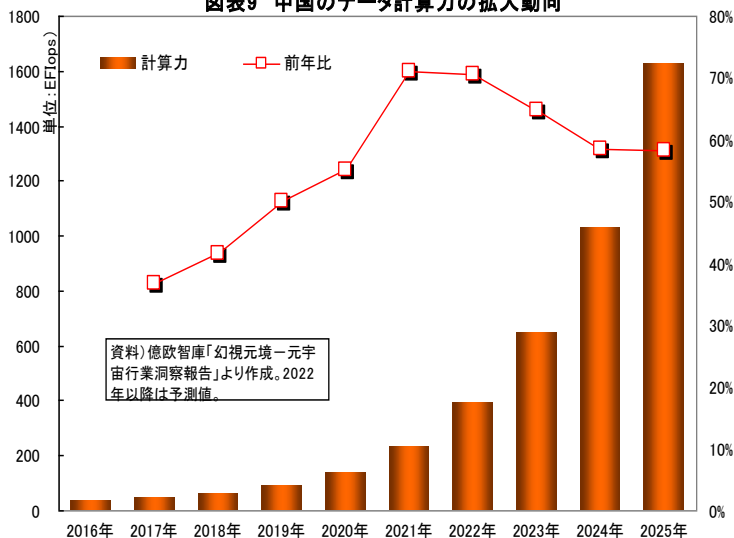
デジタルインフラ整備に関して、中国ではすでに世界最大規模の5Gネットワークを構築しており（本誌2022年12月号ご参照）、アメリカに次ぐ世界第2位のデータ計算力を築き上げている。図表9は中国のデータ計算力の拡大動向を示しているが、デジタル産業への旺盛な投資により、中国のデータ計算力の拡張が際立っており、世界全体の31%を占めるまでになっている（2021年）。計算力は国力（GDP規模）にも相応するものとされるが、2020年と2021年における世界上位国の比較では中国は計算力・GDPとも米国に次ぐ

図表8 メタバースの産業のアーキテクチャ

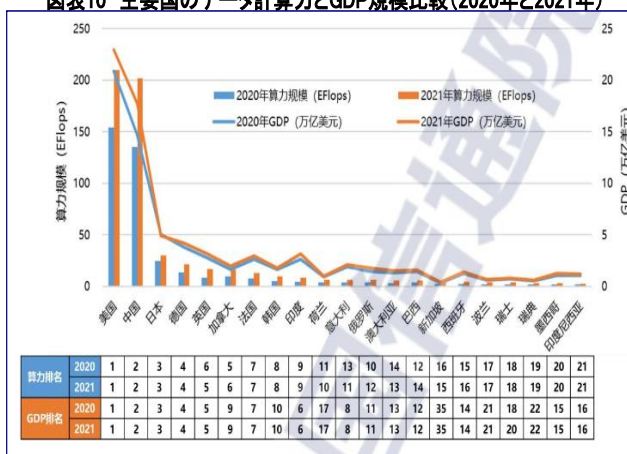


資料) 図表7に同じ。

図表9 中国のデータ計算力の拡大動向



図表10 主要国のデータ計算力とGDP規模比較(2020年と2021年)



資料) 中国信通院(CAICT)「中国算力发展指数白皮书(2022年)」2022年11月より加工引用。

² 中国電子信息产业発展研究院、江蘇省通信学会「元宇宙産業鏈白皮書」（2022年5月）。

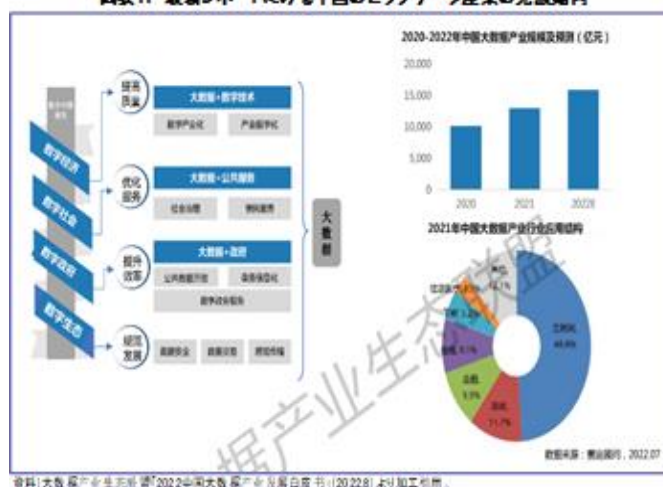
世界2位となっているが(図表10)、計算力はGDP規模以上に米国に迫っていることが読み取れ、中でも知能計算力は米国を凌いでいる³。こうしたデータ計算力の構築はデータ資源に富む中国のビッグデータ産業の発展に負うところが大きいと見られている。

中国業界組織の2022年7月公表の「ビッグデータ産業エコシステムレポート」では図表11の複合図表が掲載されているが、2021年に中国のビッグデータ産業の規模は1.3兆元に上っており、産業応用分野構成比ではインターネットが最大シェアの48.8%、政府が11.7%、金融業が9.9%、小売が9.1%となっている。ビッグデータ産業の発展により、中国でのデジタルトランスフォーメーション(DX)が大きく進んでおり、デジタル経済の成長が大きく促進され、メタバースの産業化発展に有利な基礎条件と環境基盤を築いていると言えよう。

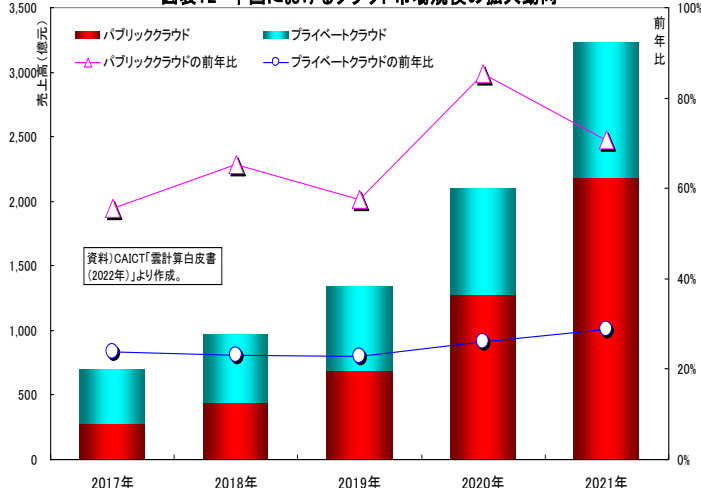
図表12はビッグデータ産業と密接な関連を持つクラウドコンピューティングの産業発展を示しているが、直近2年(2020~2021年)の中国クラウド産業市場の規模拡大が非常に顕著であることが見て取り、特に中国のパブリッククラウド市場の急拡大が見られている。

図表13は近年に急速に成長してきた中国のブロックチェーン産業の投資動向を示しているが、同産業はメタバース産業育成の重要な支援産業として注目すべきであり、その投資需要を支える研究開発が活発に行われていることも分かる。図表14のように、中国におけるブロックチェーン特許申請件数が著増しており、世界全体の80%を示していると報じられ、特許授権数も拡大している。これは近年における産業のサプライチェーンの安定化や強靱化増強に対するサプライチェーン技術の開発強化策によるところが大きいと思われるが、デジタル産業に関する主要分野の発展が

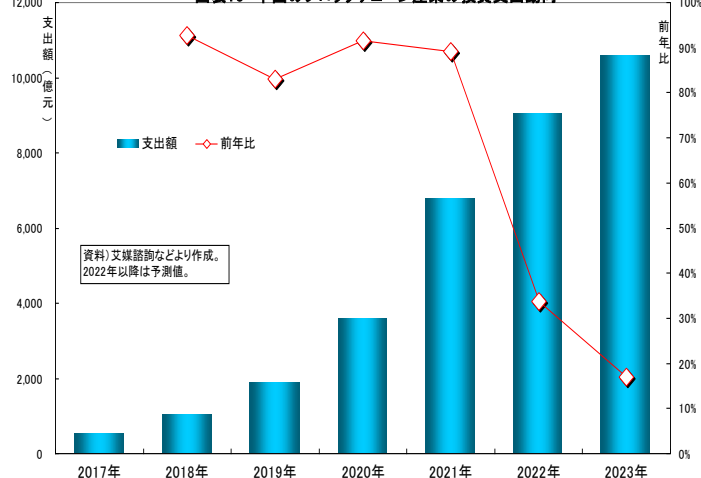
図表11 最新レポートにみる中国のビッグデータ産業の発展動向



図表12 中国におけるクラウド市場規模の拡大動向



図表13 中国のブロックチェーン産業の投資支出動向



³ 2021年の米中項目別計算力比較について中国は特に知能計算力に優位を占めている(世界シェア52%、米国は19%)のに対して、アメリカは基礎計算力に優位を占めている(世界シェア43%、中国は26%)状況でスパコン計算力の世界シェアは中米両国でそれぞれ20%、31%でそれほど大きく開かれていない(億欧智库「幻視元境—元宇宙行業洞察報告」2022年)。

急ピッチであり、産業間の相互補完・相乗効果が生まれつつあり、今後の中国メタバース産業の育成促進にも有利であることはいうまでもない⁴。ただ、この分野においても米中両国の競争が激しく展開されており、特許申請件数では中国が優位にあるが、特許授権数では米国が優位であることが直近の研究により明らかにされており、中国の研究提言によると双方にはそれぞれの特徴があるが、中国企業は特許の質の面でのレベルアップや国際提携と実体経済への寄与などにおいてさらに努力すべきとされている⁵。

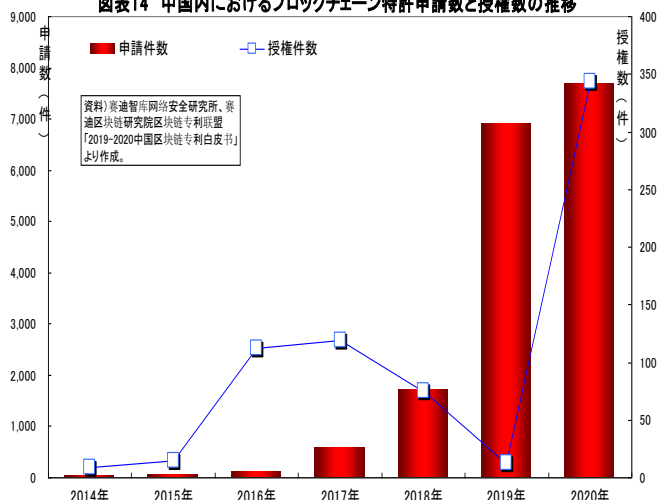
では、冒頭ご紹介したアクションプラン関連の仮想現実産業（VR）及び拡張現実（AR）産業の中国での発展動向をみると、図表 15 の通りとなっている。2021 年までの実績では 40%以上の勢いで成長してきたが、2022 年以降 30%台に若干減速すると見られている。ただこの予測値は同アクションプランが出る前になされたものであり、政策強化によって成長スピードはそれほど落ちない可能性もあり、メタバースの主要産業またはコア産業として多様な分野の応用拡大と産業融合の発展により大きく成長していくであろう。

またメタバース産業への中国企業の進出参入もイノベーション企業を中心に非常に積極的であり、トップ 10 社の事業展開はすでに産業チェーンの各部分において行われており（図表 16）、今後さらに多くの企業参入と中内外企業の協業展開が見られてくるであろう。これに関して同行動計画でも歓迎姿勢を明確にしている。

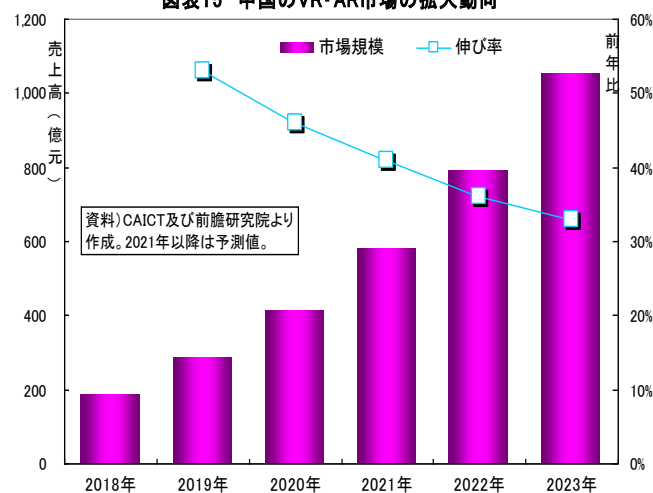
4. デジタル産業としてのメタバース産業の可能性と課題（結びに代えて）

メタバース産業は極めて新しい産業であり、また 5G・6G ネットワーク技術を基盤とするデジタル産業である

図表 14 中国内におけるブロックチェーン特許申請数と授権数の推移



図表 15 中国のVR・AR市場の拡大動向



図表 16 中国のメタバースイノベ企業トップ10社の事業展開図



資料) 億欧智库「幻視元境—元宇宙行業洞察報告」より加工引用。

⁴ むろん、紙幅の制限で人工知能や Iot などの分野は取り上げていないが、いずれも順調な発展を遂げている分野であることは変わらない。

⁵ 詳細は刘星、单晓光、姜南「基于专利信息的中美区块链技术竞争态势分析」、『科技进步与对策』第 37 卷第 18 期(2020 年 9 月)をご参照。

だけに、すでに良好な産業インフラを構築してきた中国として他国に遅れずに積極的に育成強化に動き出すことは非常に分かりやすいことであり、またデジタルインフラの応用と関連産業の融合・相乗的な発展を図る上でも非常に経済的合理性と客観的可能性が高いと思われる。またこれまでの中国のデジタル産業とデジタル経済の発展成果ひいてはデジタルイノベーションの発展実績を考えても非常に前途有望な産業政策であり、中国経済の安定成長にとっても非常に重要な意義があることだと思われる。

ただ、メタバース産業の発展は今世界的に見てもまだスタートしたばかりであり、多くの技

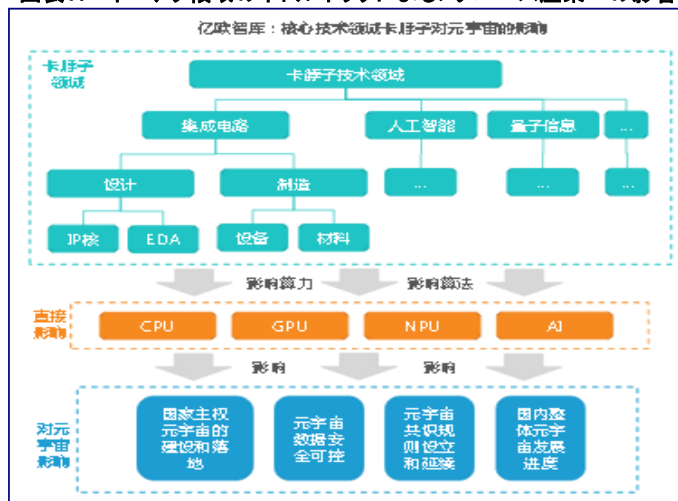
術や標準、法規などがまだ確立・共有されていないだけに課題や困難が多くあることも事実である。特に中国企業にとって、産業発祥国である米国のメタバース企業との競争競合が課題である以前に、メタバース産業を構成・支える技術や機材など（IC 設計ソフトウェア、半導体チップ、製造機械など）に、産業技術のボトルネックとして存在していることは中国の業界レポートでも認めており（図表 17）、今後の米中間の科学技術の競争優位の攻防が今後の産業育成の行方を左右する公算が高く、中国は今まで以上に科学技術のイノベーションとオリジナルな産業技術の確立と難関突破（ブレイクスルー）が求められるであろう。デジタルイノベーションの新たな空間や DX 発展の出口また終極点でもあるメタバースには限りない可能性や機会が残されているだけに、その発展と創造を大いに期待したい。

中国での発展は思った以上に速いことも確かである。「人民日報」2022 年 11 月 21 日付けの記事報道による、VR は今では学校教育や職業訓練などさまざまな分野に浸透し、VR 教室、VR 自動車学校などは一定規模の応用を実現した。北京師範大学天津生態城附属学校では、スマート教室机を利用して、学生たちはカードをめくるだけで、VR シーンの中で物理の実験を行なうことが可能となり安全な教育環境で実験を繰り返すことができ、教員の教育の効率も向上することができるという。浙江省杭州市では、国家电网浙江杭州市蕭山区供电公司が浙江供电所安全訓練学校に VR 体験室を設置しており、VR と安全教育を結びつけ、受講者が VR ゴーグルをつけて危険な場면을没入的に体験できるようにして、受講者の安全意識を育成・向上させている。

2023 年におけるメタバース産業の動向について 2022 年 12 月 7 日付けの「人民日報」は、①複数の企業が最先端を争う、②デジタルツインとの連携、③VR と AR が勢いよく前進、④より先進的アバター技術が次第に花開く、といった 4 つのトレンドが現出すると展望している。①については、2023 年に企業は自前のプラットフォームを構築したところがあれば、既存のプラットフォームで陣地を広げようとしたところもある。また②に関しては特に大手企業はこの方面に力を入れており、2023 年には多くの新たな発展が実現するものと期待される。たとえばメタ社は人気の VR ヘッドセット「クエスト」の新機種を打ち出す予定で、アップル、グーグル、マイクロソフトなども新型 VR・AR・MR ヘッドセットを発表する予定だと報じられている。今後米中企業だけでなく、世界のデジタル企業をはじめ、関連企業によるメタバース産業への展開・参入拡大により、様々なビジネスチャンスと事業提携拡大の可能性が期待されるであろう。

以上

図表 17 キーテク領域のボトルネックによるメタバース産業への影響



資料)図表 16に同じ。

<要約>

- ・米中摩擦によりサプライチェーンの変更検討など日本企業の対中ビジネスの在り方が大きく問われる状況となっている。
- ・2022年10月の対中半導体輸出規制強化に対し、中国はこれを不当としてWTOに提訴した。本件は日本の半導体産業への影響も大きい。
- ・中国においては安全保障（国家安全）の重要な一環として「経済安全保障」（“経済安全”）が明示的に言及されている。こうした経済安全保障の重視の動きをさらに加速させる可能性は十分考えられる。
- ・中国は、サイバー／データ領域における国家安全を強調し、さらにサイバー空間に対する国家的主権やデータに対する国家としてのコントロールも強く志向している。
- ・経済安全保障の観点から特に注目されるのがデータの越境移転規制である。規制の対象となる“重要データ”は、実際にどのようなデータが規制の範疇に入ることになるかはまだ必ずしも明らかでなく、今後の動向が注視される。

1 米中対立と米国等の動向

(1) 米中対立の先鋭化と“中国リスク”

米国と中国との経済、技術、軍事等の多方面にわたる摩擦が大きな問題となっている。中国の技術、軍事的なプレゼンスの上昇や権威主義的な政治体制などに強い危機感を抱く米国は、安全保障ないし経済安全保障の観点から、中国に対する圧力を様々な形で強め、欧州諸国や日本なども一部同調しつつある。ゼロコロナ政策やいわゆる“台湾有事”リスク等とも相まって、日本企業の対中ビジネスのあり方が大きく問われる状況となっている。供給網の中国比率を下げることを検討する日本の製造業企業が増加しているとも報道されている（日経新聞 2022年12月1日「中国調達『下げる』5割、代替先9割日本100社に聞く」）

(2) 経済安全保障と人権の“交錯”

米国は、中国に対する経済安全保障の観点からの規制や制裁を大幅に強化している。トランプ政権下では（かなり強硬なものも含めて）次々と措置が出された。バイデン政権となってからも基本的に中国に対する強硬な姿勢は維持されている。

さらに、近時は、中国のウイグル問題を軸に、強制労働の防止等のいわゆる“ビジネスと人権”の問題が、本来は別物である経済安全保障と交錯し同じ文脈で語られる状況が生じている。今年6月21日発効したウイグル強制労働防止法は、これまでもあった強制労働等に関する輸入規制を強化し、中国新疆ウイグル自治区で製造された製品や、同地区に関する強制労働を利用する者が生産した製品などの米国への輸入を原則禁止とした。米国への輸入時には高いハードルのサプライチェーンのデューディリジェンスの確認が求められる可能性があり、チェーンの上流にいる企業にも少なからぬ影響がでてきている。

(3) 米国による対中半導体等輸出規制の大幅強化

米国の施策の一つの柱は、輸出管理規則（EAR）による対中規制の強化である。デュアルユース（軍事・民生汎用品）の技術・製品の中国や中国企業への輸出の制限が強化され、多くの中国の企業や機関が同規則上のエンティティリスト等において輸出規制や制裁の対象として指定されている。米国の輸出管理規則は「手の長い」規制であり、再輸出規制（米国製品の米国外での輸出に対する一定の規制）によって、日本企業の中国ビジネスにも直接影響が及んでいる。

最近ではハイスペックな半導体やアドバンスドコンピューティングなどが攻防の中心となっている。この点で特に注目されるのが、本年 10 月 7 日に米国が打ち出した中国向けの半導体等の輸出の突然かつ大幅な強化である（同月 21 日に全面的に施行）。アドバンスドコンピューティングやスパコン等に関する“直接製品規制”（米国国外で製造された製品等であっても、特定の米国の技術・ソフトウェアが使用されたり、これらが使用された工場・設備等で製造された特定の製品を輸出規制の対象とする制度）、半導体製造やスパコンに関する中国向けエンドユース規制、“US person”（米国籍個人・企業だけでなく、米国企業子会社や米国在住邦人なども該当）による対中の半導体関連ビジネスへの関与の広範な制限など、多岐にわたる。日本の半導体産業への影響も相当大きいものと言える。

また、最近では、同盟国である日本に対する米国政府からの同調の要請、圧力が強まっているとの報道もある（産経新聞 2022 年 12 月 1 日「先端技術安保『同盟国と』中国対抗で米商務長官」など）。

(4) 主な動向のまとめ（“中国へ”と“中国から”のモノ・金・技術等の流れを軸に）

米国だけでなく欧州や日本の動きも気になるところである。近時の主な動向について、“中国へ”のモノ・技術・金の流れと、“中国から”のモノ等の流れという二つの流れに着目して整理したのが表 1 である。

【表 1】

米国等の問題意識		“中国へ” (モノ、技術、投資など)	“中国から” (モノ、投資など)	産業支援策 その他
中国の 軍事的台頭 技術覇権 軍民融合 “技術・ 情報の 不当獲得” 国家 資本主義	米国	● 輸出管理強化（ECRA 等） 特にハイスペック半導体関連輸出規制大幅強化（22 年 10 月） ※再輸出規制→米国法が日中間の取引にも影響 ● 中国“軍関連企業”への投資禁止等 ● “千人計画”対策・研究インテグリティ確保	● 情報通信技術サプライチェーンからの排除 ● 投資管理強化（FIRRMA）等	● 半導体産業支援策、機微・新興国技術国家戦略。“米国イノベーション・競争法 2021”案など
	日本	● 輸出管理（外為法等）の整備・強化 ● 特定技術の特許出願非公開（経済安全保障推進法） ● セキュリティクリアランス拡大強化の議論 ● 米国から対中半導体規制の要請	● 投資（対内直投、土地等）管理の強化 ● 基幹インフラ等のセキュリティ確保（経済安全保障推進法、政府調達など）	● 重要物資サプライチェーン強靱化（経済安全保障推進法） ● 先端的重要技術開発の支援（経済安全保障推進法）
ウイグル 問題	米国	● 米国輸出管理エンティティリスト拡大	● 人権侵害理由の制裁の拡大 ● “ウイグル強制労働防止法”等による輸入制限	※“ソフトロー”としてのビジネス人権対応の要請
	日欧等	● EU 輸出管理規則（サイバー監視品等輸出制限） ● 英独仏など独自の輸出管理 ● EU で強制労働に関する新しい法案 ● 日本でも与党が立法を検討	● 人権侵害理由の制裁の発動	

2 “中国的”経済安全保障

(1) 米国等による“圧力と中国の”国家安全“

こうした米国等の動きは、当然ながら中国に大きな影響を与えている。特に、最近の半導体の輸出規制の大幅強化は、中国の半導体産業やコンピュータ産業等への打撃も大きい。

中国政府は、12月12日、こうした米国の半導体関連等の輸出規制を不当としてWTOに提訴したと発表した（2022年12月13日毎日新聞「中国、米をWTOに提訴 半導体関連の対中輸出規制は不当と訴え」など）。これ自体は、むしろ従来からのWTOを中心といった国際貿易秩序の枠組のなかでの対応とも言える。ただ、同時に中国が、今後“中国としての経済安全保障”のための動きをさらに加速させる可能性は十分考えられる。

元々、中国は、中国としての経済安全保障を重視してきた。国家の安全保障（国家安全）の基本を示すものとして2014年から提唱されている「総体的国家安全観」や、これを具現化した法律である国家安全法では、国家安全の重要な一環として、「経済安全保障」（“経済安全”）に明示的に言及されている。

2021年の第14次五カ年計画でも、経済安全は重要なトピックとして繰り返し言及された。今年10月の党大会を経て三期目に入った習近平政権でも、こうした経済安全保障の重視の方向が続くものと思われる。

以下、中国の経済安全保障関連の諸問題のうち、日本企業の中国ビジネスへの影響が懸念されるいくつかのトピックを紹介する。なお、表2は、日本での議論等を参考に、経済安全保障に関する主要分野について、中国の主な関連法令や政策を、日本の場合と比較しながらまとめたものである。

【表2】

経済安全保障に関する主な分野	中国の関連する主な法令・政策など	日本の場合
貿易管理 (物品、技術)	輸出管理規制法、対外貿易法、技術輸出入管理条例などによる輸出（輸入）管理	外為法上の輸出管理など
投資管理	外商投資法・外資参入ネガティブリスト、外商投資安全審査規則などによる外資参入コントロール、(独禁法の企業結合審査)	外為法上の対内直接投資規制（特に近時強化された事前届出審査の強化）
経済制裁	対外貿易法等の「制裁・対抗措置」規定、反外国制裁法、信頼懸念エンティティリスト規定、外国法・措置不当域外適用阻止弁法、事実上の制裁的な貿易制限措置	外為法等による制裁（対ロシア・北朝鮮など）
サイバー・データセキュリティ	サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法、暗号法など 標準化戦略（いわゆる“中国標準2035”など）	多くの法令・ガイドライン 政府調達におけるセキュリティリスク製品・サービスの排除など
サプライチェーン確保	十四次五カ年計画等におけるサプライチェーン強化政策、レアアース等の資源の確保・コントロールなど	経済安全保障推進法4本柱①「重要物資のサプライチェーン強靱化」（特定重要物資の安定供給のための支援など）
基幹インフラ確保	ネットワーク安全審査弁法などによる安全審査制度など	経済安全保障推進法4本柱②「基幹インフラの安全性・信頼性確保」のための事前審査制度など
技術基盤強化	「中国製造2025」、「国家戦略科学技術パワーの強化」、キラー技術育成・一帯一路イニシアチブなどを通じたサプライチェーンの「反撃力・抑止力構築」など	経済安全保障推進法4本柱③「先端的重要技術に関する官民協力」（補助金、官民伴走など）
機微技術特許の公開制限	国防利益に関わる要秘密技術等に対する国防特許審査制度、国家安全・利益に関わる技術の秘密保持時特許審査制度	経済安全保障推進法4本柱④「特許出願の非公開」（核関連等の一部の技術）
国家秘密保全	スパイ防止法、国家秘密保護法など	特定秘密保護法など

(2) 技術基盤の強化、基幹インフラ確保

日本で今年5月に成立した「経済安全保障推進法」では、技術基盤の強化、基幹インフラの確保などが重要な柱と位置付けられた。中国でも、「中国製造 2025」等、技術力強化のための政策が強く推進され、また国際的技術標準における標準化戦略（「中国標準」の推進）も積極的に進められている。また、軍事と民間の結びつきを強化する「軍民融合」政策のもと、軍事民生両用のハイテク技術等へのサポートも国家的に推進されている。他方、こうした国家主導の技術強化政策が米国を刺激し、米中対立の原因となっている面もある。

また、「ネットワーク安全審査弁法」では、基幹インフラのセキュリティ確保のための審査制度が定められている。他方、政府調達における標準や安全審査を口実とした国内製品の事実上の優先が行われることに対する懸念も指摘されている。

(3) モノと技術の輸出管理

日本では外為法が規定している輸出管理（安全保障貿易管理）について、中国では、近時「輸出管理法」が制定され、軍民両用のデュアルユース品目（貨物・技術）の輸出管理制度の整備が進められた。技術情報等の中国企業・公民から外国企業・外国人への移転に関する「みなし輸出規制」など、日本企業のビジネスに影響が懸念される規定も少なくない。

また、輸出管理のコンプライアンスに関するガイドライン等は公表されているものの、まだルールの詳細で不明な点が多く、まずはこれらの明確化が望まれるところである。

(4) 外資参入に対する規制

外資の参入（外商投資）について、近年、中国は、従来の「全件審査認可主義」から、規制対象の業種をリストで明記し、それ以外は基本的に審査認可などを求めない「ネガティブリスト方式」の投資管理に移行した。日本では外為法上の対内直接投資の事前届出（審査）制度で行われている経済安全保障の観点からの外資のスクリーニングは、中国では基本的にこうしたネガティブリスト規制に組み込まれていると言える。

なお、これとは別に、「外商投資安全審査弁法」による、外国からの投資に対する国家安全審査制度も設けられている（ただ、少なくとも今のところにはあまり適用事例がないようである）。

(5) 制裁等に対する“対抗措置”

対中輸出規制の強化をはじめ米国等による対中圧力が強まっている状況に対して、中国は、「反外国制裁法」、「信頼懸念エンティティリスト規定」「外国法律措置不当域外適用阻止弁法」など、対抗措置に関する法令を立て続けに制定した（こうした対抗措置の詳細は表3参照）。

そこでは、外国の“不当な法令”への協力や遵守をした企業も対象に含まれると解釈される制裁リストの制度や、こうした企業に対して、損害を被ったとされる中国企業等による中国での損害賠償の訴訟提起などが規定されている。

現状、中国はこうした対抗措置を慎重に運用しているようではある。本稿脱稿時点では、米国の一部の大手軍需企業等が台湾問題を理由に反外国制裁法に基づく制裁の対象となっているが、日本企業等に対して、米国の制裁的措置を遵守したことなどを理由とするリスト制裁が発動されているわけではない。

【表 3】

法令	対象となる外国の制裁行為等	対抗措置(報復措置)の内容
信頼懸念エンティティリスト規定(商務部:20年9月施行)	✓ 中国国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為 ✓ 市場取引の原則に違反し、中国企業等との取引を中断する行為など	エンティティリストに登録された外国企業、その他の組織又は個人に対し ✓ 輸出入の禁止又は制限 ✓ 投資の禁止又は制限 ✓ 関係者の入国の禁止又は制限 ✓ 関係者の在留資格の制限又は取消など
外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法(“阻止弁法”(商務部:21年1月施行)	✓ 外国の法律・措置が国際法及び国際関係の基本原則に違反し、中国企業等が国外企業等と正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止又は制限される場合	✓ 当局が、当該法律・措置を承認、執行、遵守してはならない旨の禁止命令を発令 ✓ 中国公民等が禁止命令に違反した場合、警告、是正命令、過料等の処分 ✓ 中国の裁判所における、禁止命令に違反した国外企業等に対する損害賠償請求
反外国制裁法(21年6月施行)	✓ 外国国家が国際法及び国際関係の基本原則に違反し、様々な口実をもって、又はその国の法律に基づいて中国に対して抑制し、圧力をかけ、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合 ✓ 中国の主権、安全、発展の利益を害する行為及びその実施、協力、支援	✓ 入国拒否、在留資格の制限又は取消等 ✓ 資産凍結 ✓ 取引等の禁止又は制限 ✓ その他の必要な措置 ✓ 中国の裁判所における、中国の企業及び個人等に対する差別的制限措置を実行等した企業及び個人に対する損害賠償請求

(6) データ規制と経済安全保障(越境移転規制など)

中国では、巨大プラットフォームを中心とするインターネットビジネスのエコシステムが独自の発達を遂げている。大量のビッグデータの集積と解析、ビジネスへの応用や社会への実装等の面でも世界をリードする。

2015年の“中国製造2025”や“インターネット+ (プラス)”ではネットを起点とした既存の製造業やサービス業等の効率化・構造改革などが示された。第13次(2016年)及び第14次五カ年計画(2021年)でも、“ネット強国”や“デジタル中国”の構築が強調され、大量のデータを起点とした経済優位性の確保やデジタル経済における基幹的な技術の開発推進等、すぐれて経済安全保障的な政策方向が示されている。

一方、中国は、サイバー／データ領域における国家安全を強調し、さらにサイバー空間に対する国家的主権やデータに対する国家としてのコントロールも強く志向している(11月7日公表の“《サイバー空間運命共同体の共同構築》白書”等にも示されている)。

データ・サイバー領域における管理・規制の基本的枠組を示すのが、“データ3法”とも呼ばれる、“ネットワーク安全法”(サイバーセキュリティ法)(2016年)、“データ安全法”及び“個人情報保護法”(いずれも2021年)である。

経済安全保障の観点から特に注目されるのがデータの越境移転規制である。なかでも、個人情報と並んで越境移転等の規制の対象となる“重要データ”は、改ざん等によって国家安全や社会利益等に影響の可能性のあるデータとされるが、実際にどのようなデータが規制の範疇に入ることになるかはまだ必ずしも明らかでなく、今後の動向が注視されるところである。

3 結語

米国による半導体関連等の対中輸出規制がどのような展開を見せるかは、日本企業のビジネスへの直接的な影響も大きく、また中国の WTO 提訴という状況とも相まって、今後も目が離せない。

さらに、このようにさしあたり WTO 提訴という“ルールベース”の対応をすることとした中国が、今後、外国の措置等に対する“対抗措置”の運用を積極化するという動きを見せるのかも注目される。特に、仮に日本が米国の同調要請を受けて何らかの立法措置をとった場合に、中国がこれに対してどのような対応を見せるのかは（あくまで仮定の議論にすぎないが）やはり大いに気になるところである。

以上

森・濱田松本法律事務所

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

当事務所は、中国において 1998 年から北京オフィス、2005 年から上海オフィスを開設しています。日本企業が中国において直面する数多くの法律問題について、現地法律事務所と緊密に提携しながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。

また、日本企業の対中投資や紛争の増加に対応し、最先端のリーガル・サービスを提供するため、当事務所では中国業務チームを設置しています。現在、中国業務チームは、多数の日本人弁護士、専門スタッフから構成されています。当事務所の北京オフィス、上海オフィス及び現地法律事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内と北京・上海等の中国国内の両方において、日本人弁護士と中国人律師による総合的なリーガル・サービスを提供しています。

弁護士 石本 茂彦

1992 年東京大学法学部卒業、1994 年弁護士登録。1999 年中国對外經濟貿易大学国際經濟ビジネス実務課程修了、2000 年ニューヨーク大学ロースクール卒業。2001 年ニューヨーク州弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所。2002 年～2010 年森・濱田松本法律事務所北京代表処首席代表、2015 年より上海代表処首席代表。

主な著作：『中国經濟六法 2023 年増補版』（日本国際貿易促進協会）、『中国のデジタル戦略と法～中国情報法の現在地とデジタル社会のゆくえ』（弘文堂）、『台湾ビジネス法務』（商事法務）、『リーガル・トランスフォーメーション』（日経新聞出版）、『入門 中国法 第 2 版』（弘文堂）、『アジア新興国の M&A 法制〔第 3 版〕』（商事法務）、『ガイドランス インバウンド・観光法』（商事法務）等他多数。



外商投資安全保障審査の概要及び最新動向

MIZUHO

君合法律事務所
中国弁護士 楊錦文
中国弁護士 李圓圓
Email: yangjw@junhe.com
TEL: 86-10-8553-7608

<要約>

- ・2021年1月18日施行の中国の「外商投資安全保障審査弁法」について解説。
(各国とも(米)「外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018)」、(欧州)「EU 外資審査条例」、(日本)「外国為替及び外国貿易法」の改正、により外商投資を対象とした規制を実施。)
- ・適用される業界として注目すべきなのは、穀物栽培、養鶏、石油の採掘及び加工、医療機器の製造、AI、5G、エネルギー供給等。
- ・データセキュリティは、安全保障審査における重要な検討要素にもなっている。外商投資のうち、大量の個人情報、重要情報インフラ、重要データに関係する業界は、外商投資安全保障審査の対象となる可能性に注目。

ここ数年、全世界で感染症が猛威を振るい、地理的な情勢が緊迫し、貿易保護主義が台頭する中、サプライチェーンの安全保障等に懸念を抱く主な経済体は、いずれも外商投資安全保障審査制度を構築、強化している。例を挙げると、アメリカは「外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018)」及び一連の関連法規を公布し、ヨーロッパは「EU 外資審査条例」を公布し、日本は「外国為替及び外国貿易法」をさらに改正し、外商投資を対象として情報テクノロジー (IT) 及び通信に重点を置き、複数の業界に制限を追加している。各国は、自身の国家安全保障という観点から他国からの投資を拒否し、又はいくつかの域外企業に対して禁止令を発し若しくは制裁を実施し、又は自国企業の域外上場を審査しており、一種の秩序破壊の様相を呈している。

中国の「外商投資安全保障審査弁法」は、2021年1月18日をもって正式に施行されてから既に1年余りが経過しており、2021年下半期には「データセキュリティ法」「サイバーセキュリティ審査弁法」が相次いで公布され、データセキュリティ審査制度とサイバーセキュリティ審査制度が規定され、外商投資の国家安全保障審査に新たな要求が追加されている。特に、全世界の主な経済体が競争を繰り広げるAI、自動運転、5Gネットワーク技術及び新エネルギー等の分野が急速な発展を遂げる中、当職らは、多国籍企業の参考に供するため、本稿において関連する審査面の要点を踏まえた上で、外商投資安全保障審査及びその最新動向を紹介する。

一、外商投資の国家安全保障審査制度のタイムライン

公布日	公布内容
2011年2月3日	国務院弁公庁が「外国投資家による域内企業 M&A の安全保障審査制度の構築に関する通達」を公布することにより、「国家安全保障審査」制度が初めて確立された。同通達は、2011年3月3日に施行された。
2011年8月25日	商務部が「外国投資家による域内企業 M&A の安全保障審査制度の実施に関する商務部の規定」（商務部公告 2011 年第 53 号）を公布した。同規定は、2011年9月1日に施行された。
2015年7月1日	「国家安全保障法」が公布、実施された。それには、「国家は、国家安全保障審査及び監督管理の制度及びメカニズムを構築し、国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性がある外商投資、特定品目、重要技術、インターネット情報技術製品及びサービス、国家安全保障事項に関係する建設プロジェクト、並びにその他の重大な事項及び活動に対して国家安全保障審査を行い、国家安全保障リスクを有効的に予防、除去する。」と規定されている。
2015年4月8日	国務院弁公庁が「自由貿易試験区外商投資国家安全保障審査試行弁法」を公布し、外商投資セキュリティ審査制度をさらに明確化し、自由貿易区においてネガティブリスト管理モデルに対応した外商投資安全保障審査措置を試験的に実施した。同弁法は、2015年5月8日に施行された。
2019年3月15日	「外商投資法」において、中国は外商投資安全保障審査制度を構築すると明確に規定された。同法は、2020年1月1日をもって正式に発効した。
2020年12月19日	国家発展改革委員会と商務部が共同で「外商投資安全保障審査弁法」（国家発展改革委員会、商務部令第 37 号、以下「 第 37 号文 」という。）を公布した。同弁法は、2021年1月18日に正式に発効した。
2021年6月10日	「データセキュリティ法」が公布され、かつ 2021年9月1日に正式に発効した。
2021年12月28日	国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家安全保障部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家ラジオテレビ総局、中国証券監督管理委員会、国家機密保護局、国家暗号管理局が共同で「サイバーセキュリティ審査弁法」を公布した。同弁法は、2022年2月15日をもって施行された。

現行かつ有効な法律監督管理体系によると、国家安全保障審査制度の関連する重点は次のとおりである。

二、取引タイプ

第 37 号文によると、国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性がある外商投資、即ち、外国投資家が中華人民共和国域内において直接又は間接的に行う投資活動は、安全保障審査を行わなければならない。前述した外商投資には、以下の 3 種類が含まれる。

01

外国投資家が単独で又はその他の投資家と共同で域内において新規設立プロジェクトに投資し又は企業を設立する。

02

外国投資家が M&A を通じて域内企業の持分又は資産を取得する。

03

外国投資家がその他の方式を通じて域内において投資する。

2011 年の「外国投資家による域内企業 M&A の安全保障審査制度の実施に関する商務部の規定」第 9 条の規定によると、外国投資家による域内企業の M&A は、取引の実質的な内容及び実際の影響に基づいて M&A 取引が M&A 安全保障審査の範囲に属するか否かを判断しなければならない。外国投資家は、何らかの方式で M&A 安全保障審査を実質的に回避してはならない。これには、代理保有、信託、多層的な再投資、賃貸借、融資、契約による支配、域外取引等の方式が含まれるがそれらに限らない。「外商投資法」の外商投資に関する規定¹によると、実際のところ、いずれのタイプの外商投資も外商投資安全保障審査の範囲に属する可能性がある。

三、適用される業界及びデータセキュリティ問題

(一) 適用される業界

第 37 号文によると、安全保障審査の範囲は、外国投資家又は域内の関連する当事者（以下「当事者」という。）が実施する投資に関係する以下の業界の企業である。

業界	支配権
✓ 軍需産業、軍需産業関連等の国防安全保障に関係する分野 ✓ 軍事施設及び軍需産業施設の周辺地域への投資	当事者が投資先企業に対する実質的支配権を取得していなかったとしても、安全保障審査を行う必要がある。
投資が国家安全保障に関係する以下の業界 ✓ 重要農産物 ✓ 重要エネルギー及びリソース ✓ 主要機器の製造 ✓ 重要インフラ ✓ 重要運送サービス ✓ 重要文化的人工物及びサービス ✓ 重要情報技術及びインターネット製品及びサービス ✓ 重要金融サービス ✓ 主要技術及びその他の重要分野	安全保障審査の範囲は、当事者による投資先企業に対する実質的支配権の取得状況に限られる。

前述した「重要」「主要技術」「重要分野」等は、第 37 号文において明確に定義されておらず、実務においては、業界が外商投資のネガティブリストに記載されているか否か、特殊な業界規定²が存在するか否か、投資先企業が比較的大きな市場シェアを占めるか否か、輸出が禁止又は制限される技術に関係するか否か、データセキュリティに関係するか否か等を参考に判断することができる。2011 年に「外国投資家による域内企業 M&A の安全保障審査制度の実施に関する商務部の規定」が施行されて以来、実務にお

¹ 本法でいう外商投資とは、外国の自然人、企業又はその他の組織（以下「外国投資家」という。）が中国域内において直接又は間接的に行う投資活動をいい、これには、次の各号に掲げるものが含まれる。

(1) 外国投資家が単独で又はその他の投資家と共同で中国域内において外商投資企業を設立する。
 (2) 外国投資家が単独で又はその他の投資家と共同で中国域内企業の株式、持分、財産シェア又はその他の類似する権益を取得する。
 (3) 外国投資家が単独で又はその他の投資家と共同で中国域内において新規設立プロジェクトに投資する。
 (4) 法律、行政法規又は国务院が定めるその他の方式による投資

² 例：「自動車産業投資管理規定」の規定によると、産業の安全に関する新規設立、統合再編成及び持分変更等の重大自動車投資プロジェクトに関して言えば、関連部門は、規定に従って遅滞なく独占禁止審査を行わなければならない。外商投資に関係する場合、さらに規定に従って安全保障審査を行わなければならない。

いて政府部門と複数回にわたって意思疎通を行い、かつ当面することが比較的多い業界としては、穀物栽培、養鶏、石油の採掘及び加工、医療機器の製造、AI、5G、エネルギー供給等が挙げられる。

(二) データセキュリティ

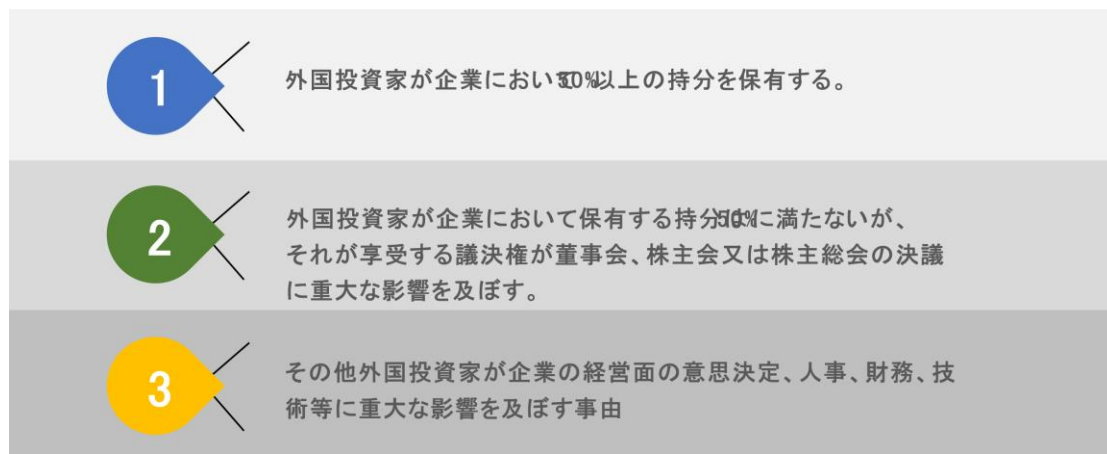
2021 年下半期、「データセキュリティ法」「個人情報保護法」「サイバーセキュリティ審査弁法」「データ域外移転セキュリティ評価弁法」等の法律法規が相次いで施行され、データセキュリティは、安全保障審査における重要な検討要素にもなっている。「データセキュリティ法」の規定によると、国家は、データセキュリティ審査制度を構築し、国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性があるデータ取扱活動に対して国家安全保障審査を行う。「サイバーセキュリティ審査弁法」の規定によると、企業は、3 種類の状況³下においてサイバーセキュリティ審査を行う必要がある。外商投資のうち、大量の個人情報、重要情報インフラ、重要データに関係し、又は何らかの特定の業界は、外商投資安全保障審査の対象となる可能性に特に注目すべきである。

検討要素	内容
個人情報	投資先企業が大量の個人情報の取扱に関係する場合、重点的に注目する必要がある、現時点における法規によると、100 万件の個人情報が一つの重要なボーダーラインとなる可能性がある。例を挙げると、100 万人を超えるユーザーの個人情報を主管するオンラインプラットフォーム運営者は、国外において上場する場合、サイバーセキュリティ審査を申請する必要がある、100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者は、域外に対して個人情報を提供する場合、データ域外移転セキュリティ評価を実施する必要がある。
重要情報インフラ	公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、パブリックサービス、電子行政事務、国防科学技術工業等の重要な業界、分野に関係する重要ネットワーク施設、情報システム等、並びにその他ひとたび破損し、機能を喪失し又はデータが漏えいした場合、国家安全保障、国家の経済と国民の生活、公共の利益を甚だしく脅かす可能性がある重要ネットワーク施設、情報システム等をいう。
重要データ	ひとたび改ざんされ、破壊され、漏えいし又は違法に入手され、違法に利用された場合、国家安全保障、公共の利益又は個人、組織の適法な権益を脅かす可能性があるデータをいう。特定の業界においては、大量の個人情報が重要データに該当する可能性がある。例を挙げると、「自動車データセキュリティ管理若干規定（試行）」の規定によると、10 万人を超える個人情報主体の個人情報は重要データに該当する。
データの域外移転	データは、重要リソースとして各国が争奪する戦略要素となっており、通常、投資先企業は、外商投資によって多国籍企業のグローバルかつ統一された管理システムに組み入れられ、かつ域外のサーバー又はプロバイダを使用することによってデータの域外移転をもたらす可能性が比較的高く、主管機関が注目する要点となり得ることから、企業は、データの域外移転に関係する可能性がある状況に特に注目すべきである。

四、実質的支配権の認定

前述した 2 種類目の業界において述べた投資先企業の実質的支配権の取得状況には、以下の三つの事由が含まれる。

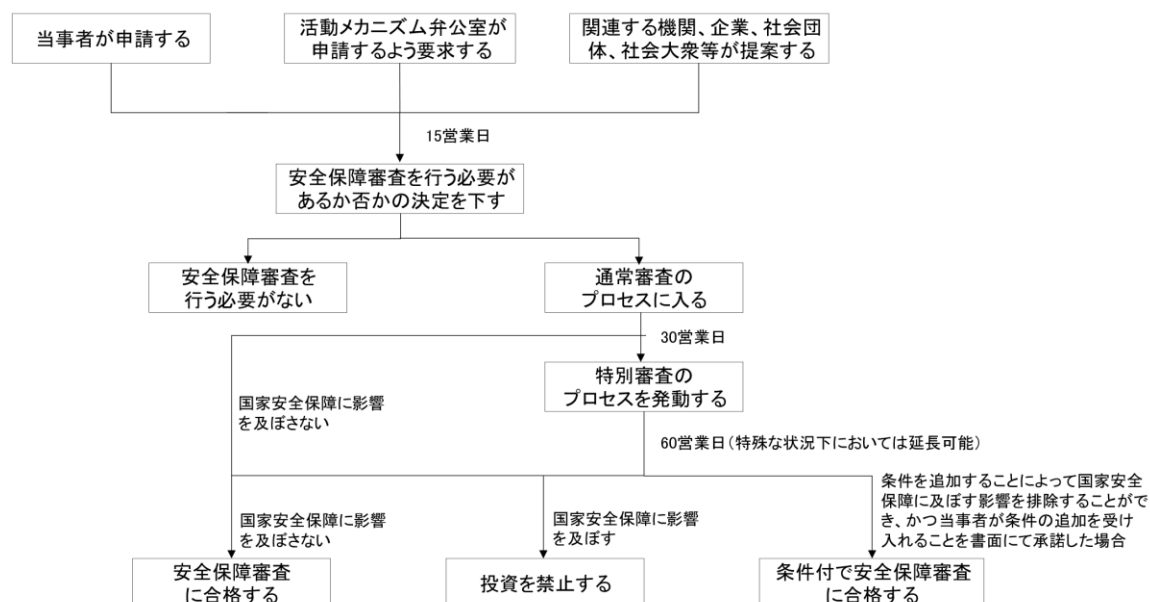
³ それぞれ、次のとおりである。重要情報インフラ運営者がネットワーク製品及びサービスを仕入れることにより、国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性があるとき。オンラインプラットフォーム運営者がデータ取扱活動を展開することにより、国家安全保障に影響を及ぼす可能性があるとき。100 万を超えるユーザーの個人情報を主管するオンラインプラットフォーム運営者が国外において上場するとき。



前述した規定から分かるように、第 37 号文でいう実質的支配権には、単独及び共同の支配権が含まれるだけでなく、ポジティブ及びネガティブな支配権も含まれる。

五、審査プロセス

外商投資安全保障審査のプロセスは、下図に示すとおりである。



プロセス	説明
国家安全保障審査の発動方式	✓ 当事者が自ら申請する。 ✓ 申請範囲内の外商投資に関して言えば、活動メカニズム弁公室は、申請するよう当事者に要求する権限を有する。 ✓ 関連する機関、企業、社会团体、社会大衆等は、外商投資が国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合、活動メカニズム弁公室に対して安全保障審査を行うよう提案することができる。
国家安全保障審査のメカニズム	✓ 外商投資安全保障審査活動メカニズム：国家は、外商投資安全保障審査活動メカニズムを構築し、外商投資安全保障審査活動の手配、調整、指導に対して責任を負う。 ✓ 活動メカニズム弁公室：国家発展改革委員会に設置され、国家発展改革委員会、商務部が主導し、外商投資安全保障審査の日常的な活動を引き受ける。活動メカニズム弁公室が外商投資安全保障審査の決定を下した後、活動メカニズム弁公室が関連する部門、地方人民政府と共同で実施をモニタリングする。 ✓ 実務経験によると、活動メカニズム弁公室は、関連する業界主管部門に対して意見を求め、データセキュリティ等の状況に係る場合は工業情報化部、国家インターネット情報弁公室等の部門に対して意見を求めた上で、最終的には国務院に報告して決定を仰ぐ。
国家安全保障審査を申請する際に提出する書類	当事者は、活動メカニズム弁公室に対して安全保障審査を申請する際、下記の書類を提出しなければならない。 ✓ 申請書 ✓ 投資スキーム ✓ 外商投資が国家安全保障に影響を及ぼすか否かについての説明 ✓ 活動メカニズム弁公室が定めるその他の書類
国家安全保障審査のプロセス	✓ 通常審査を経て、申請された外商投資が国家安全保障に影響を及ぼさないと判断した場合、活動メカニズム弁公室は、安全保障審査に合格する旨の決定を下す。 ✓ 国家安全保障に影響を及ぼし又は影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合、活動メカニズム弁公室は、特別審査を発動する旨の決定を下す。
国家安全保障審査の結果	✓ 申請された外商投資が国家安全保障に影響を及ぼさない場合：安全保障審査に合格する旨の決定が下され、当事者は投資を実施することができる。 ✓ 申請された外商投資が国家安全保障に影響を及ぼす場合：投資を禁止する旨の決定が下され、当事者は投資を実施してはならない。既に実施していた場合、期限を定めて持分又は資産を処分し、かつその他の必要な措置を講じて投資を実施する前の状態に回復し、国家安全保障に及ぼす影響を排除しなければならない。 ✓ 条件付で安全保障審査に合格する旨の決定が下された場合：当事者は、追加された条件に従って投資を実施しなければならない。このような状況下において、活動メカニズム弁公室は、関連する証明書類の提供及び立入検査等を要求する措置を講じることにより、追加された条件の実施状況を確認することができる。

六、おわりに

多国籍企業は、対中投資の過程において外商投資安全保障審査に関係するか否かに十分に注目すべきであり、データセキュリティ等の最新要素及び新エネルギー、AI、自動運転及び5Gネットワーク技術等の最新分野に対する特殊な要求には特に注目する必要がある。外商投資安全保障審査、データセキュリティ審査においては、いくつかの政策的な検討要素に関係する可能性があり、過程における政府部門との積極的な意思疎通及び意思疎通のテクニックは特に重要であるほか、データセキュリティに関して言えば、一連の国家標準及び実施細則が徐々に公布されていることに鑑み、多国籍投資企業としては、持続的に注目するのが望ましい。

以上

君合法律事務所

1989年に北京で誕生した中国初のパートナーシップ制法律事務所の一つ。現在では、国内外に12拠点のオフィスを構え、320名余りのパートナー及びカウンセラー、750名余りのアソシエイト及びトランスレーターから成る1070名を超えるプロフェッショナル集団に成長しており、国内外において高い知名度と評判を有する大型総合法律事務所の一つとして誇る。

提供する法律サービスは、コーポレート及びM&A、資本市場、コンプライアンス・情報保護、知的財産権、独占禁止、税務、労働法、国際貿易、商事仲裁訴訟等多岐の分野でトップクラスの能力を発揮し、十数年連続してAsian Legal Business、Chambersなど業界専門誌から称賛を得ている。

パートナー 楊錦文

君合の北京ヘッドオフィスに勤務。北京大学の法科大学院を修了し、執務期間は15年近くに及ぶ。総合商社・双日株式会社の東京本社において中国法のリーガルアドバイザーを4年務め、同社グループ傘下の100社近くに及ぶ中国現地子会社の投資、M&A及び投資後の運営における法的事務を全面的に担当した。主な取扱分野はプライバシー保護、サイバーセキュリティ及びデータのコンプライアンス、会社投資、M&A、企業再編、腐敗防止調査、独占禁止調査及び申告、国際貿易等。



アソシエイト 李圓圓

2019年に君合入所。M&A、外商投資、プライバシー保護、サイバーセキュリティ及びデータ保護、データコンプライアンスなどの方面の法律サービスを提供。清華大学から日本語文学学士号を取得し（在籍中に京都大学法学部に交換留学）、清華大学・法科大学院を修了して法律修士号を取得。中国法律職業資格保有。

(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 11 号(2022/11/7) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0156-XF-0105.pdf 第 12 号(2022/12/5) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0157-XF-0105.pdf 23 年第 1 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	中国経済に忍び寄る人口減少の影響(2022/11/4) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as221104.pdf 経済正常化を目指す 2023 年の中国(2022/12/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as221226.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.119(2022/9/26) フレンドショアリングでアジアはどう動くのか https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2209-2210.pdf Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 639 号(2022/12/15) 上海の個人などが参加できる包括的な排出権取引制度の整備案 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0692-XF-0105.pdf 第 640 号(2022/12/22) 35 年までの内需拡大戦略計画公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0693-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 128 号(2022/11/24) 22 年 10 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0128-XF-0105.pdf 第 129 号(2022/12/23) 22 年 11 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0129-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2022/11/21) 22 年 10 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0074-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/12/19) 22 年 11 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0075-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号樓30樓
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。